

浦添市国土強靱化地域計画 (素案)

**令和 4 年 3 月
浦添市**

目次

はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
第1章 強靱化の基本的考え方	3
1. 強靱化の基本目標	3
2. 強靱化を推進する上での基本的な方針	3
第2章 本市の地域特性	5
1. 位置及び地形	5
2. 気候	5
3. 人口動向	5
4. 土地利用	6
5. 交通	7
6. 公共施設の状況	8
7. 産業・経済	9
第3章 計画策定に際して想定するリスク	10
1. 風水害	10
2. 地震	12
3. 不発弾等の爆発	18
第4章 脆弱性評価	19
1. 脆弱性評価の考え方	19
2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定	19
3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	22
第5章 強靱化の推進方針	23
1. リスクシナリオごとの強靱化の推進方針	23
2. 施策分野ごとの推進方針	42
第6章 計画の推進	64
1. リスクシナリオごとの強靱化の推進方針施策の重点化	64
2. 計画の進捗管理と見直し	64
[別紙]「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	66

はじめに

1. 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

また、本県においても平成 31 年 3 月に「沖縄県国土強靱化地域計画」が策定され（令和 3 年 11 月改定）、以後、各分野での取組みが推進されている。

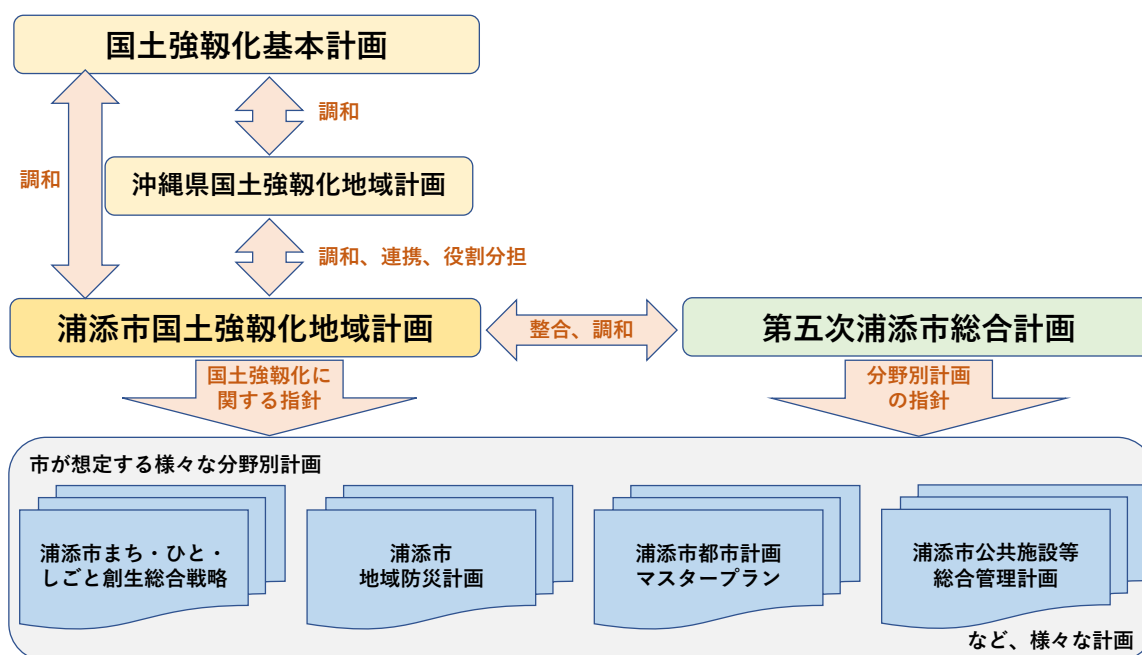
本市においても、いかなる自然災害が発生しても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」を作り上げるため、本市の強靱化に関する指針となる「浦添市国土強靱化地域計画（以下、本計画という。）」を策定し、取組を推進するものとする。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、「国土強靱化基本計画」や「沖縄県国土強靱化地域計画」との調和・連携を図る。

また同時に、第五次浦添市総合計画とともに、本市における様々な分野の計画の指針となるものである。地域の強靱化に係る部分に関しては、本計画が指針となり、今後それらの計画の見直しを行う際には、地域の強靱化に係る必要な施策を位置づけ、地域の強靱化を確実に図っていくものとする。

加えて、より詳細な事業・施策は、本計画に示した推進方針を踏まえながら、アクションプランとして取りまとめ、必要に応じて見直し・修正を行っていくものとする。

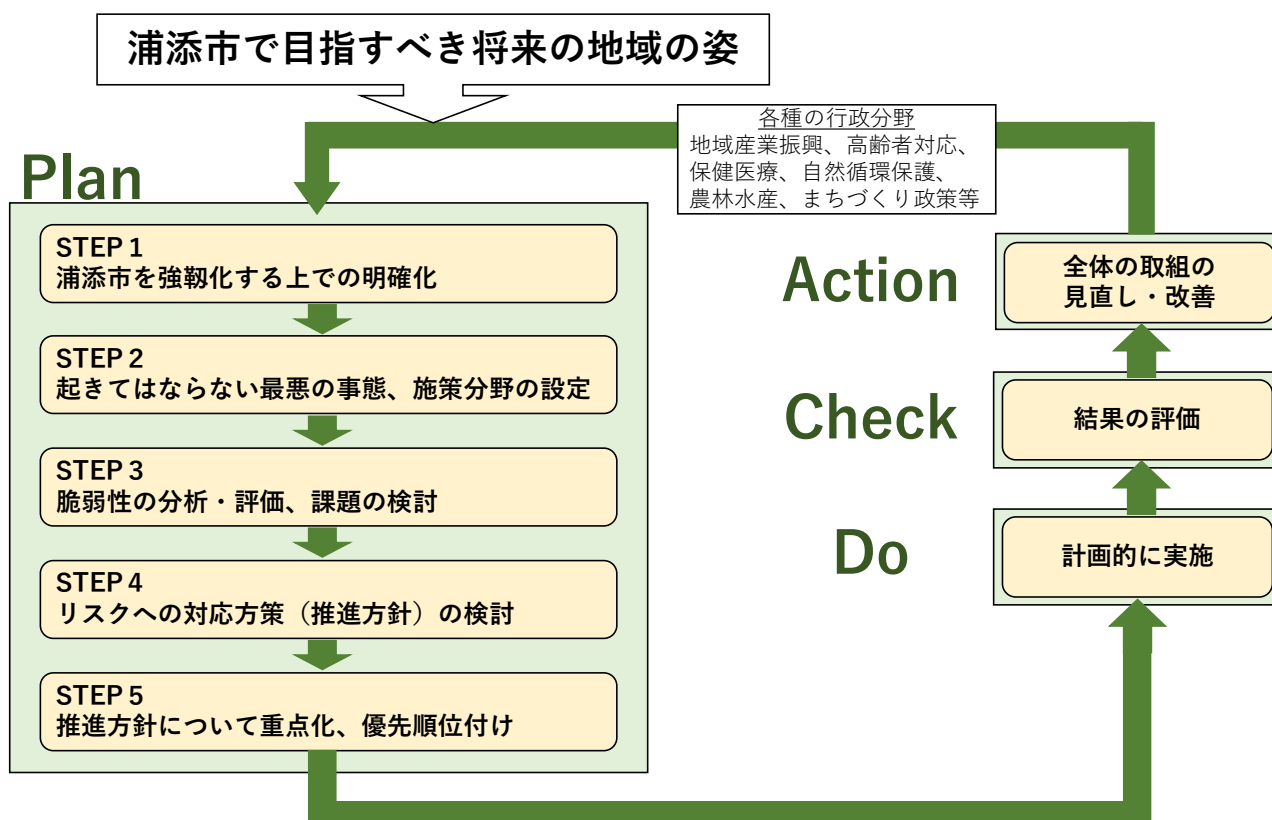


3. 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度までの 4 年間とする。ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスクやそれへの対策等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直し・修正を行うものとする。

なお、アクションプランについては定期的に進捗管理（PDCA）を行い、見直しを図るものとする。

地域防災計画、業務継続計画等の国土強靱化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定期間等に必要な検討を行い、本計画との整合を図るものとする。



第1章 強靱化の基本的考え方

1. 強靱化の基本目標

基本法では、その第14条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画及び沖縄県国土強靱化地域計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「強靱化」を推進する。

■強靱化の基本目標

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 人命の保護が最大限図られること② 市の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化④ 迅速な復旧復興 |
|--|

2. 強靱化を推進する上での基本的な方針

本計画は、国土強靱化基本計画、沖縄県国土強靱化地域計画に掲げる基本的な方針を踏襲しつつ、特に以下の事項に留意するものとし、本市の強靱化を推進する上での基本的な方針とする。

■強靱化を推進する上での基本的な方針

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているかをあらゆる側面から吟味しつつ、取り組むこと。
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。
- ③ 各地域の特性を踏まえ、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域を活性化し、個性と活力にあふれる持続可能な発展につなげていく視野を持つこと。
- ④ 本市の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ② 限られた資本を最大限に活用するため、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ② 女性、子ども、外国人、障がい者、高齢者等に十分配慮して施策を講じること。
- ③ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 本市の地域特性

1. 位置及び地形

本市は、沖縄本島の南部、東シナ海に面する西海岸沿いに位置し、東に西原町、南に那覇市、北東に宜野湾市が隣接している。

市域(飛地を含む)は東西 8.4km、南北 4.6km で、総面積は、19.50 km²である。

地形としては、北を頂点とした南西及び南東に広がった扇状の形をしており、市域の東側に沖縄本島を縦断する丘陵が細長い状態で横たわっている。市域の中間部から西側にかけては、標高 50m 前後の高さから西海岸へ比較的起伏の緩やかな状態で傾斜しているが、東側にかけては、標高 60m から 140m の丘陵が波状となって激しい起伏を呈しているため、市内東側に集中する狭あい道路や坂道が多い地域では、土砂崩れが心配されている。

また、海岸に面した西側の海拔の低い地域では、洪水や津波の被害に度々悩まされてきた。

2. 気候

本市の気候区分は、亜熱帯海岸性気候である。四季を通じて温暖だが、湿度は高く、発達期の台風の主要経路に当たっているため、しばしばその影響を受ける。沖縄气象台(那覇市)における 1981 年～2010 年までの 30 年間の平均値をみると、年間降水量 1972.1mm、年平均気温 21.2℃、年平均相対湿度 75%である。

3. 人口動向

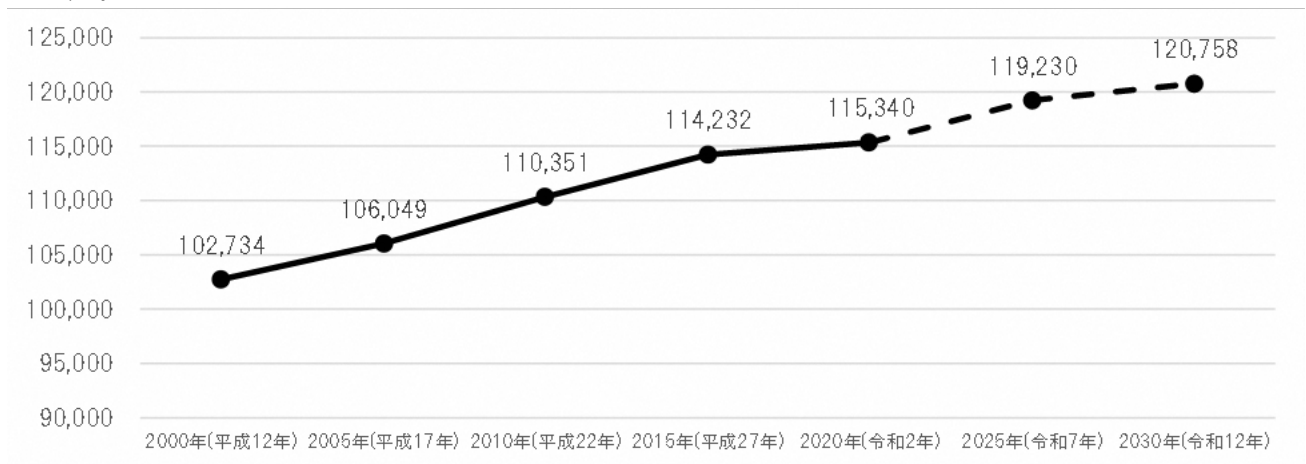
全国的に人口が減少するなか、本市の人口は増加傾向が続いており、2020 年の統計(住民基本台帳)では 115,340 人となっている。将来人口推計では、この先も増加傾向が見込まれており、2030 年には、概ね 12 万人を超えるとされている。

一方で、年齢区分別人口と構成比を見ると、年少人口(0～14 歳)と生産年齢人口(15～64 歳)は減少傾向にあるが、老年人口(65 歳以上)は増加傾向にある。(2020 年度時点での老年人口比率は 19.6%である。)

高齢者人口割合が高くなることで、災害発生時の共助による減災効果や災害からの早期復旧・復興が難しくなる懸念がある。そのため、今後は生産年齢人口、年少人口の活力を取り込みながら、ソフト的な対策も含めた総合的な防災対策が求められている。

(人)

図 浦添市における人口の推移



(出典：第五次浦添市総合計画(令和3年3月)を基に作成)

表 浦添市における年齢3区分別人口と構成比

人口	2020(令和2)年1月	2025(令和7)年度	2030(令和12)年度
総人口(人)	115,340	119,230	120,758
年少人口(0～14歳)(人)	19,862	20,029	19,585
生産年齢人口(15～64歳)(人)	72,898	72,453	71,632
老年人口(65歳以上)(人)	22,580	26,748	29,541
構成比	2020(令和2)年1月※	2025(令和7)年度	2030(令和12)年度
年少人口(0～14歳)(%)	17.2	16.8	16.2
生産年齢人口(15～64歳)(%)	63.2	60.8	59.3
老年人口(65歳以上)(%)	19.6	22.4	24.5

(出典：総務省「令和2年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市町村別)」)

4. 土地利用

本市の土地利用にあたっては、社会経済情勢の変化を十分に認識しつつ、長期的、広域的視点に立って、開発と保全の調和を図るとともに、本市の自然・歴史・社会的特性を踏まえ、下記の通り地域別に区分けし、基盤整備を行っている。

生産ゾーン	工場集積地、牧港漁港、海ぶどう養殖場を有し、工業と水産業双方の調和の発展が期待される港川から牧港にかけての臨海部ゾーン
保全・活用ゾーン	理想の里浜に向けた「里浜づくり」計画に則った「みんなでつなぐ里浜」の保全・活用ゾーン
リゾート・レクリエーションゾーン	「那覇港港湾計画」において、観光立県沖縄の一翼を担う、浦添ふ頭コースタルリゾート地区として位置づけられているゾーン
港湾・流通・情報ゾーン	「那覇港港湾計画」において、国際流通港湾を目指す浦添ふ頭地区と位置づけられているゾーン
新都心形成ゾーン	牧港補給地区をはじめ、文化、観光等複合交流拠点を含む、本市を牽引する新たな都市形成のゾーン
都心ゾーン	「てだこ都市文化」を発信し、ヒト・モノ・情報が行き交う浦添市の顔となる賑わいゾーン
ウラオソイ文化・交流ゾーン	浦添グスクの復元などによる歴史的環境が整備されるほか、国際交流拠点や運動公園、カルチャーパークが立地する学習交流拠点ゾーン

図 浦添市の土地利用計画図



(出典：第五次浦添市総合計画(令和3年3月))

5. 交通

本市の交通は、自動車による移動が中心であり、本県の主要幹線道路である沖縄自動車道、沖縄西海岸道路、国道58号と国道330号が市内を縦貫しており、横断方向については浦添西原線が浦添都市軸として機能している。

本市の自動車保有台数は、令和3年の統計¹によれば88,257台（県全体の約8.0%）であり、1.3人に1台の割合である。このような自動車保有台数が多い状況のなか、本市では、国道58号をはじめとする幹線道路において、朝夕のラッシュ時における渋滞が常態化している。

自動車交通以外には、2019年に市内に延長した沖縄都市モノレールがあり、その駅周辺地域を広域的な交通拠点として、既存の公共交通機関である基幹バス等と連携していくことで、広域交通網のさらなる利便性向上が期待されている。

¹ 沖縄総合事務局陸運事務所「業務概況」による。

6. 公共施設の状況

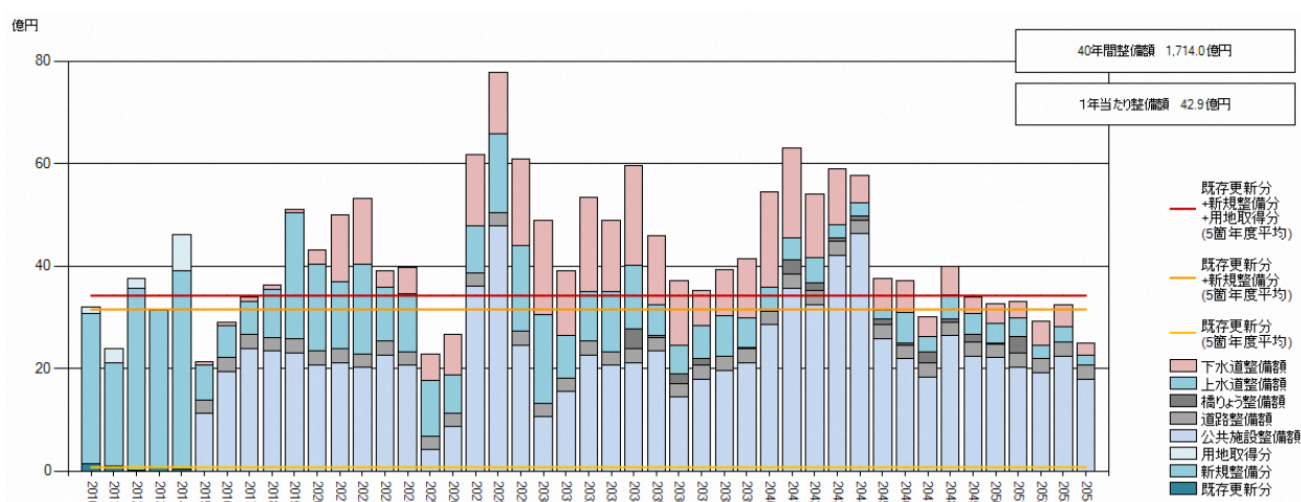
本市の公共施設（建築物）は 41 施設であり、その総延床面積の 94%が新耐震基準を満たしている。しかし、2027 年～2029 年には、それら施設の更新がピークを迎えると考えられており、更新に必要な費用は 2015 年～2054 年までの 40 年間で総額 1,714 億円、1 年当たり 42.9 億円と試算されている。

一方、本市にある橋梁数は、国道 10、県道 11、市道 30 の計 51 である。現在のところ耐用年数（60 年）を迎えた橋梁はないが、構造種別面積では、P C 橋が全体の約 73%を占めており、現時点から約 20 年後に最も古い橋梁が耐用年数を迎える。

今後、こうした公共施設の更新・建替えや改修費用、橋梁等の継続的な維持管理にかかる費用の増大が懸念されるが、これら施設は市民の生活に欠かせないものであり、安全・安心な生活環境のために適切な管理が必要である。

また、学校等の施設は、災害時に避難所として利用されるなど、地域の防災拠点としても重要な役割を担っており、防災上の機能強化も併せて図っていく必要がある。

図 公共施設及びインフラ資産の更新費用試算結果



(出典：浦添市公共施設等総合管理計画(平成 28 年 6 月))

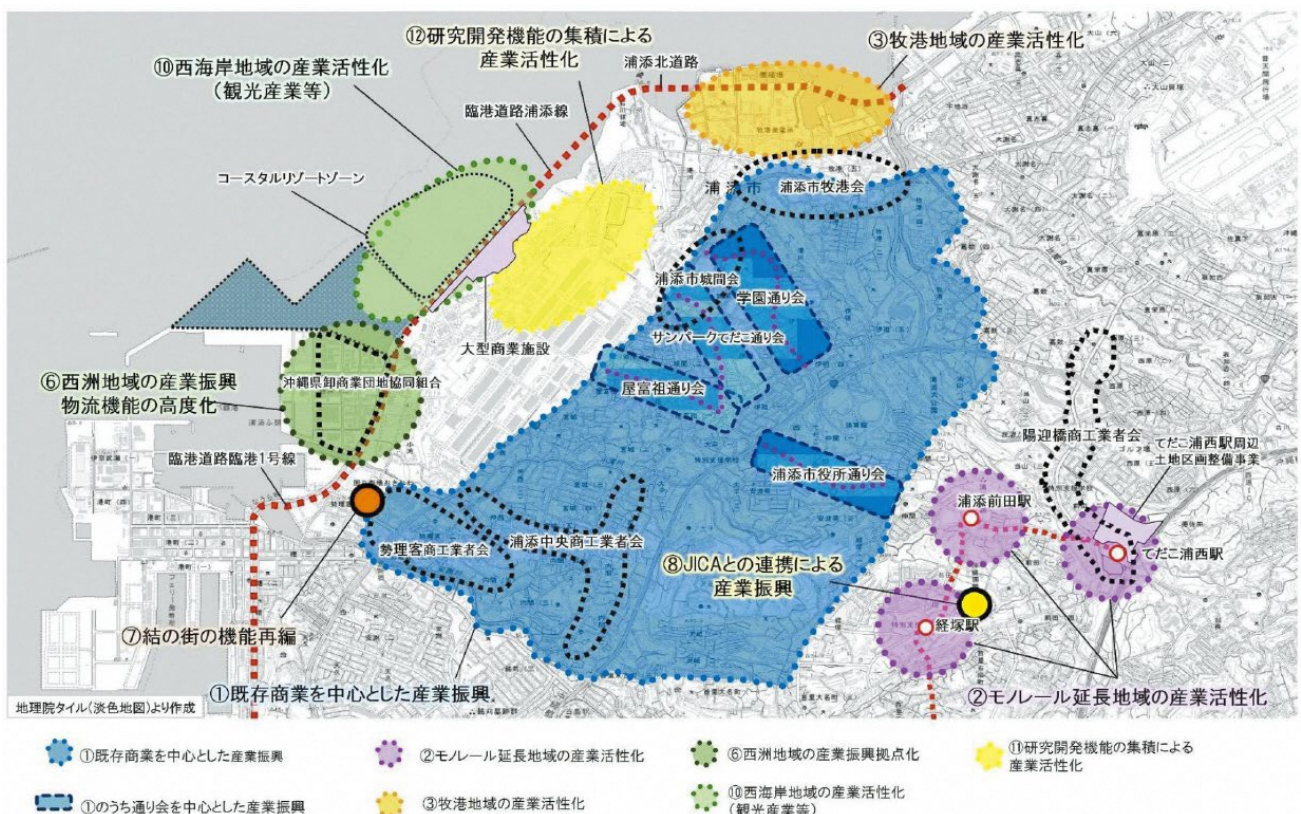
7. 産業・経済

本市は、地理的好条件や都市基盤の整備等により、多くの企業が立地しており、特に沖縄県卸売商業団地や国道 58 号沿線には県内の有力企業が立地し、本市のみならず本県の経済を支える重要な役割を担っている一方、小規模事業者も多い傾向にある。

沖縄都市モノレールが延長され、産業コミュニティ形成による地域活性化が求められるなか、本市は、情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区、観光地形成促進地域、産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域の指定を受けており、これらの特区を活かした取り組みを進めるとともに、企業立地や定着、起業・創業への様々な支援、既存商業地域である通り会の活動支援、地域資源を活かしたものづくり産業の支援などを通して、産業の活性化を目指している。

特に、市産品である島桑関連商品に加え、うらそえ織などの地域資源を活用した産業振興に期待がかかっている。

図 産業振興拠点整備の方向性(ゾーニング)



(出典：浦添市産業振興ビジョン(平成30年3月))

第3章 計画策定に際して想定するリスク

本市に甚大な被害をもたらす災害としては、台風等や大雨、高潮等による浸水、土砂災害、地震による建物倒壊、津波などが考えられる。

そこで本計画においては、本市の気象、地勢、地質等の地域特性並びに過去において発生した各種の災害等を勘案のうえ、以下に掲げる規模の災害が、今後、市域で発生することを想定する。

ただし、2011年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771年八重山地方大地震においては、過去の災害を上回る規模での被害が生じたことから、想定最大クラスの災害における避難についても、市内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

1. 風水害

(ア) 台風

過去に本県に来襲した台風のうち、被害が甚大で本計画を策定するうえで想定すべきものは下記のとおりである。

災害名	昭和32年台風第14号 フェイ	第2宮古島台風（昭和41年台風第18号 コラ）	平成15年台風第14号 マエミー
襲来年月日	1957年（昭和32年） 9月25日、26日	1966年（昭和41年） 9月5日	2003年（平成15年） 9月10日、11日
最大風速	47.0m/s（那覇）	60.8m/s（宮古島）	38.4m/s（宮古島）
最大瞬間風速	61.4m/s（那覇）	85.3m/s（宮古島）	74.1m/s（宮古島）
降水量	70.7mm （那覇、25～26日）	297.4mm （宮古島、3～6日）	470.0mm （宮古島、9～12日）
死傷者・ 行方不明者	193名 （うち死者・行方不明者 131名）	41名	94名（うち死者1名）
住宅全半壊	16,091戸	7,765戸	102棟（うち全壊19棟）

（出典：浦添市地域防災計画 総則編）

直近の約10年間では、市内において重傷以上の人的被害が発生した風水害は2回（平成24年台風第17号（2012年）、平成26年台風第8号（2014年））、住宅被害が発生したものは2回（平成23年台風第2号（2011年）、平成24年台風第17号（2012年））であり、いずれも被害件数はわずかである。

しかし近年では、平成29年7月九州北部豪雨（2017年）、西日本豪雨災害（2018年）、令和元年東日本台風による災害による災害（2019年）など、甚大な被害をもたらす風水害が県外で相次いで発生している。このことから、上記に挙げた規模の風水害が再び本市を襲う可能性は決して否定できず、「災害は繰り返し起こる」ことを念頭に地域の強靱化を推進する必要がある。

表 重要水防区域内で危険と予想される区域〔河川〕

水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
		流路延長	区域	流路延長	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)
小湾川	小湾川	3.3	浦添市大平～河口	0.3	浦添市大平、仲西	溢水	273	3.5	1,190	16.1
牧港川	牧港川	2.2	県道5号線～河口	1	浦添市牧港	〃	305	44.8	1,340	16.1
	宇地泊川	2.8	西原町界～河口	1.3	宜野湾市宇地泊	〃	369	13.1	1,620	30.2
安謝川	安謝川	5	那覇市石嶺～河口	1.5	浦添市勢理客	〃	723	1.6	3,160	37.8

(出典：浦添市地域防災計画 資料編)

(イ) 高潮

本県では、県内に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測（下表）している。

2006 年度に行った当該調査によれば、想定台風の経路として「①沖縄本島西側を北上」、「②沖縄本島南側を西進」、「③沖縄本島東側を北上」のいずれかの場合に、海岸沿いの低地で浸水被害が発生するとされており、下表で示された区域において、具体的な被害が想定されている。

表 重要水防区域内で危険と予想される区域〔海岸〕

沿岸名	海岸名	重要水防区域		危険と予想される主な区間		予想される危険	予想される被害の程度		
		延長(m)	区域	延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
琉球列島沿岸	浦添海岸	1,910	港川区域	1,605	港川区域	越波	96	4	32.4

(出典：浦添市地域防災計画 資料編)

(ウ) 土砂災害（危険箇所・警戒区域等）

本市における、土砂災害（急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり）への警戒避難等が必要な箇所は以下に示すとおりである。なお、これらの危険箇所・区域等は表層崩壊を想定している。

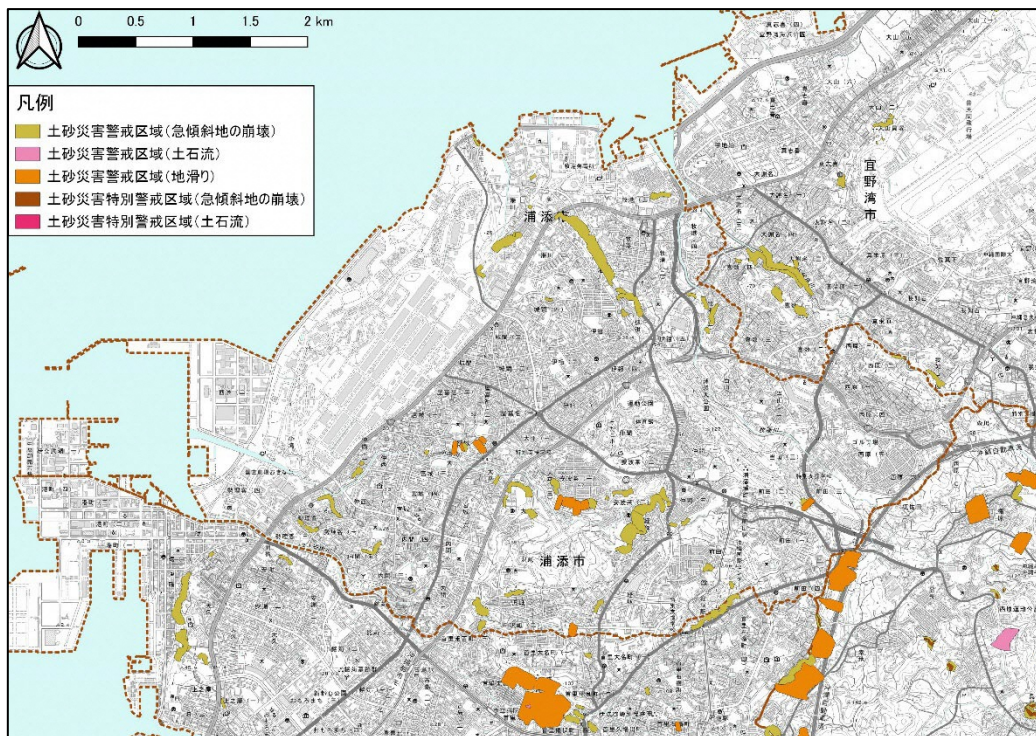
本市において、土砂災害特別警戒区域は存在していないものの、急傾斜地の崩壊に関する土砂災害警戒区域は市役所南東側の斜面をはじめとして複数点在しており、警戒が必要である。

表 市内の土砂災害危険箇所・警戒区域一覧

種 別	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合 計
土砂災害危険箇所（沖縄県、平成 14 年度）	38	0	3	41
土砂災害警戒区域（沖縄県、平成 29 年度）	48	0	4	52
土砂災害特別警戒区域（沖縄県、平成 29 年度）	0	0	0	0
山地災害危険地区（林野庁、平成 19 年度）	0	0	0	0
農地地すべり危険箇所（農林水産省農村振興局、平成 10 年度）	0	0	0	0

(出典：浦添市地域防災計画 総則編)

図 浦添市における土砂災害警戒区域の分布



(国土交通省国土数値情報、国土地理院基盤地図、地理院タイルを使用して作成)

2. 地震

(ア) 想定地震(海溝型地震)

本県が想定した陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある 20 の地震(下表参照)のうち、本市に比較的大きな被害が予想される地震は、海溝型地震である「沖縄本島南東沖地震 3 連動」(予測最大震度 6 強)である。

したがって本計画では、以降の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」において、当該地震を想定地震として設定する。

(※「伊祖断層を震源とする地震」の方が予測される最大震度は大きい、地震被害想定や津波浸水想定が実施されていないため、「沖縄本島南東沖地震 3 連動」とした。)

表 地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	マグニチュード	ゆれ等の特徴(予測最大震度)	備考
沖縄本島南部断層系	7.0	沖縄本島南部において震度が大きい(7)	前回調査(平成 21 年度)より
伊祖断層	6.9	那覇市周辺において震度が大きい(7)	
石川ー具志川断層系	6.9	沖縄本島中南部において震度が大きい(7)	
沖縄本島南部スラブ内	7.8	沖縄本島南～中部において震度が大きい(6 強)	
宮古島断層	7.3	宮古島において震度が大きい(7)	

八重山諸島南西沖地震	8.7	津波浸水深の最大値を示す（6 弱）	平成 23・24 年度津波被害 想定調査より
八重山諸島南方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6 弱）	
八重山諸島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6 弱）	
沖縄本島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6 弱）	
沖縄本島東方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6 弱）	
石垣島南方沖地震	7.8	黒島において震度が大きい（6 弱）	
石垣島東方沖地震	8.0	石垣島において震度が大きい（6 強）	
石垣島北方沖地震	8.1	西表島、多良間島において震度が大きい （6 強）	
久米島北方沖地震	8.1	久米島、粟国島において震度が大きい （6 強）	
沖縄本島北西沖地震	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が大きい （6 弱）	
沖縄本島南東沖地震 3 連動	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が 大きい（6 強）	
八重山諸島南方沖地震 3 連動	9.0	先島諸島広域において震度が大きい （6 強）	
沖縄本島北部スラブ内	7.8	沖縄本島中～北部において震度が大きい （6 強）	平成 25 年度に 新規設定
宮古島スラブ内	7.8	宮古島全域、伊良部諸島において震度が大 きい（6 強）	
石垣島スラブ内	7.8	石垣島市街地において震度が大きい （6 強）	

（出典：沖縄県地域防災計画）

（イ） 想定地震による被害について

「沖縄県地震被害想定調査（平成 25 年度）」によれば、「沖縄本島南東沖地震 3 連動」を想定地震とした場合の、本市域における被害想定は下記のとおりである。（詳細は次ページの表を参照のこと。）

- 建物被害は、全壊約 1,826 棟、半壊約 3,664 棟の被害発生が予想される。
- 火災は、10 件の炎上出火が想定され、うち 1 棟が焼失するが、市街地延焼には至らないと想定される。
- 人的被害は、浦添市で死者約 154 名、重傷者約 1,058 名、軽傷者約 2,400 名、避難者約 8,397 名と想定される。

なお、具体的な数値で表されていないが、市内全域で震度 6 弱が想定され、液状化については、沿岸地域に液状化の危険度が極めて高い地区が存在する。

表 市域における地震・津波被害量予測一覧

想定被害項目					沖縄本島 南東沖地震 (3連動)	
計測震度				最大値	6.0	
				最小値	5.9	
				平均値	5.8	
建物被害 棟数	地震動	全壊	(木造+非木造)	(棟)	1,198	
		半壊	(木造+非木造)	(棟)	2,893	
	液状化	全壊	(木造+非木造)	(棟)	187	
		半壊	(木造+非木造)	(棟)	220	
	土砂災害	急傾斜地崩壊 危険箇所	全壊	(棟)	12	
			半壊	(棟)	29	
		山腹崩壊危険 地区	全壊	(棟)	0	
			半壊	(棟)	0	
		地すべり 危険箇所	全壊	(棟)	4	
			半壊	(棟)	9	
		地すべり 危険地区	全壊	(棟)	0	
			半壊	(棟)	0	
		地すべり 危険地	全壊	(棟)	0	
			半壊	(棟)	0	
	津波		全壊	(棟)	425	
			半壊	(棟)	513	
	出火・ 延焼被害	出火件数			(件)	10
		消失棟数			(棟)	1
人的被害	建物倒壊	死者数			(人)	11
		負傷者 数	重症		(人)	120
			軽傷		(人)	605
		要救助者			(人)	590
	土砂災害	死者数			(人)	1
		負傷者 数	重症		(人)	1
			軽傷		(人)	1
		火災等	死者数			(人)
	負傷者 数		重症		(人)	1
			軽傷		(人)	2
	津波		死者数			(人)
		負傷者 数	重症		(人)	890
			軽傷		(人)	1,720
		要救助者数			(人)	1,108
		要捜索者数			(人)	2,749
		死者数			(人)	3
	ブロック 塀の倒壊	負傷者 数	重症		(人)	46
			軽傷		(人)	72
ライフ ライン		上下水道	断水人口	上水	(人)	92,725
			下水	(人)	25,928	
	電力	停電戸数			(戸)	5,281
	通信	電話支障			(回線)	6,800
都市ガス	支障戸数			(戸)	1,706	
交通施設 被害	道路被害	直轄			(箇所)	2
		直轄外			(箇所)	14
		道路施設被害			(箇所)	6
	漁港	(牧港)			(箇所)	2
		(浦添ふ頭)			(箇所)	6
避難者		避難者数			(人)	8,397
		避難所避難行動時要支援者数			(人)	986

出典：沖縄県地震被害想定調査報告書平成26年3月沖縄県

※建物倒壊による人的被害と、建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）は、木造・非木造の合計数のデータを使用

※地震火災による人的被害は逃げ遅れ・逃げまどいの合計数のデータを使用

※ライフラインは、直後のデータを使用

※道路被害箇所数と、漁港設被害箇所数は、地震・津波含む合計数のデータを使用

※道路施設被害箇所数は、橋梁・切土・斜面・盛土の合計数のデータを使用

※避難者数と避難所避難行動時要支援者数は、総数の1日後のデータを使用

(ウ) 直下型地震について

想定地震として挙げた「沖縄本島南東沖地震3連動」は、海溝部でのプレートの沈み込みによって起こる海溝型地震であるが、これとは別に、地震の多い我が国においてはどの地域においてもマグニチュード6.9程度の直下型地震が起こりうる。

そこで本市において、マグニチュード6.5、断層の上端の深さ10kmの直下型地震を設定したところ、軟弱な地盤では震度6弱、堅固な地盤では震度5弱の揺れが予測されている。

このため、直下型地震が発生した場合においても、海溝型地震と同等程度の被害が発生するものとして事前の対策が求められる。

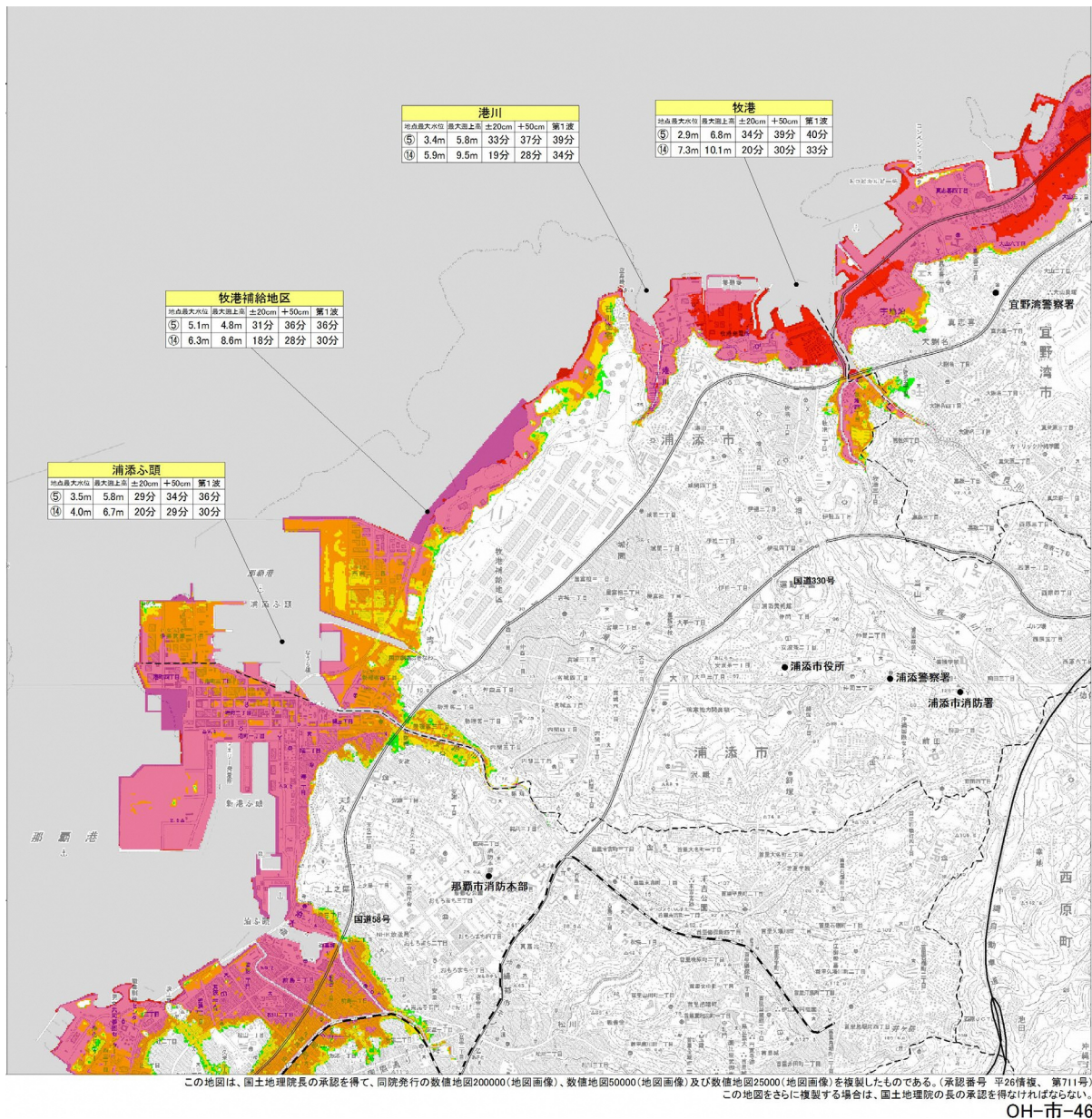
(エ) 津波の被害想定

地震その他の原因によって発生する津波被害については、本県において「沖縄県津波浸水想定設定検討委員会」が設置され、その検討結果が2015年（平成27年）に公表されている。

これによれば、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浦添市内の浸水域と浸水深は下図のとおりである。

浦添ふ頭から牧港周辺にかけての西海岸全域が浸水域になっており、特に港川河口周辺、牧港周辺においては浸水深が5m以上になる区域も存在し、甚大な被害が想定される。また、津波の第1波到達まで30～40分程度と短いことから、速やかな避難が必要である。

図 津波浸水想定



(出典：「沖縄県津波浸水想定について(平成27年3月)～津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定～)

なお、「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成18・19年度)、「沖縄県津波被害想定調査」(平成26年度)に基づき公表されている、津波は下記のとおりである。

表 切迫性の高い津波

	波源位置(モデル名)	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	沖縄本島北方沖(C01)	80km	40km	4m	7.8
②	沖縄本島南東沖(D01W)	80km	40km	4m	
③	沖縄本島南西沖(H9RF)	80km	40km	4m	
④	久米島北方沖(B04E)	80km	40km	4m	
⑤	久米島南東沖(C02)	80km	40km	4m	

⑥	宮古島東方沖 (C04W)	80km	40km	4m	7.8
⑦	宮古島南東沖 (D06N)	80km	40km	4m	7.8
⑧	宮古島西方沖 (C05W)	80km	40km	4m	7.8
⑨	石垣島東方沖 1 (C06W)	80km	40km	4m	7.8
⑩	石垣島東方沖 2 (NM11)	60km	30km	20m	8
⑪	石垣島南方沖 (IM00)	40km	20km	20m	7.7
		15km	10km	90m	(※2)
⑫	石垣島北西沖 (A03N)	80km	40km	4m	7.8
⑬	与那国島北方沖 (A01N)	80km	40km	4m	7.8
⑭	与那国島南方沖 (GYAK)	100km	50km	5m	7.9

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2 ⑪下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

(出典：「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成 18・19 年度))

表 最大クラスの津波

	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード (※1)
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)	300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震 (※4)	100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震 (※2)	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	90m	(※3)
⑨	石垣島東方沖地震 (※2)	60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑯	3 連動 八重山諸島南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
		175km	70km	20m	
		300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2 1771 年八重山地震津波の再現モデルである。

※3 地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

※4 1791 年の地震の再現モデル。

(出典：「沖縄県津波被害想定調査」(平成 26 年度))

3. 不発弾等の爆発

大規模自然災害とは異なるが、本市においては国道建設の際に多くの不発弾が発見されている。本県内は、先の大戦において激しい艦砲射撃、砲爆撃を受けたことに加え、熾烈な地上戦闘の場となり、今日でも多くの不発弾等が埋没されていると推定されている。

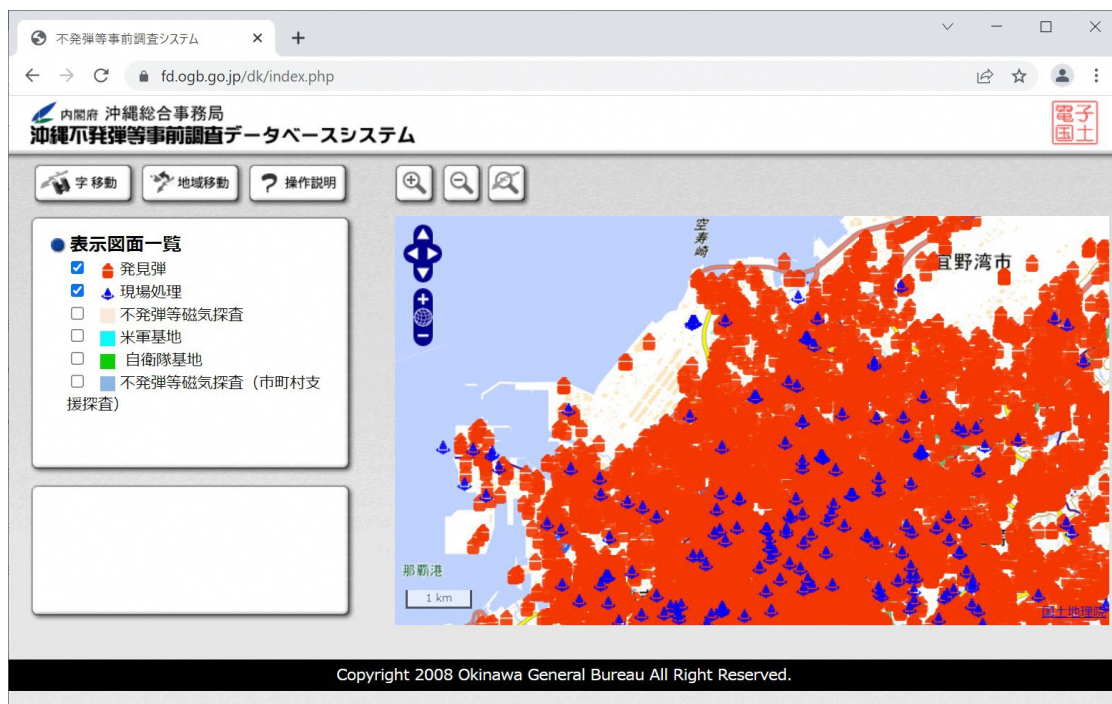
不発弾等は、発見される形態により区別されており、民間の住宅建設や公共工事等において偶然発見されて処理される発見弾と、住民等からの情報に基づき探査・発掘を行い処理される埋没弾に区別されるが、発見弾が大半を占めている。これらの不発弾等は、地中等に埋没してから75年以上が経過しているものの、殺傷力や破壊力は全く変わりなく、住民の生命と生活を脅かすものとなっている。

過去には、1974年3月に那覇市小禄で発生した不発弾爆発事故により、死者4名、負傷者34名、家屋損壊81戸に及んだほか、2009年1月には糸満市での不発弾爆発事故により重傷者が発生するなど、不発弾の危険性が再認識されている。

沖縄総合事務局「沖縄不発弾等事前調査データベースシステム」では、県内で過去に発見された不発弾等位置や磁気探査実施箇所がインターネット地図上に表示されており、市内全域で不発弾が多く発見されていることがわかる。

不発弾等からの安全確保には、不発弾等の発見から処理時までにおける関係機関等との連絡体制の強化に加え、沖縄総合事務局をはじめ県内16機関で構成される沖縄不発弾等対策協議会や県との連携による磁気探査等により、生命と生活を守る観点から様々な取り組みを継続していく必要がある。

図 浦添市付近の不発弾発見場所



(出典：沖縄総合事務局「沖縄不発弾等事前調査データベースシステム」)

第4章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

国土強靱化とは、「強くしなやかな地域づくり」のことを指し、本市内の道路、河川、港湾、様々な建造物といった社会基盤のほか、産業や暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国の基本計画及び沖縄県国土強靱化地域計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国・県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討する。

■本計画における脆弱性評価、国土強靱化に向けた推進方針の検討手順



2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を想定したうえで脆弱性評価を実施している。沖縄県国土強靱化地域計画においても、同様の考え方で脆弱性評価を実施している（8つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」）。

本計画では、基本計画及び沖縄県国土強靱化地域計画との調和を図るとともに、基礎自治体としての役割等を踏まえ、さらに、先に述べた想定するリスクや本市の地域特性（特に県全体の特性と比較した際の本市の該当状況）を考慮しながら、8つの「事前に備えるべき目標」と37の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

■「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	台風や豪雨に伴う突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給停止等による企業の生産力低下等、地域経済活動の停滞
		5-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水揚水施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通網等、交通インフラの長期間にわたる機能停止

7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出や、不発弾等の爆発による複合被害の発生
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

先に設定した 37 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連施策を洗い出し、取組状況を整理の上、成果や課題を分析・評価した。

その上で、分野横断的な視点で分析するため、改めて下記に設定した施策分野ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間に連携して国土強靱化に取り組むべき施策の確認などを行った。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果は別紙のとおりである。

■関連施策の洗い出しに用いた本市の計画

- ・第五次浦添市総合計画
- ・浦添市地域防災計画
- ・浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・浦添市都市計画マスタープラン
- ・浦添市公共施設等総合管理計画

■施策分野

個別施策分野	
①	行政機能／防災等
②	住宅・都市
③	保健医療・福祉
④	ライフライン・情報通信
⑤	産業・経済
⑥	交通・物流
⑦	農林水産
⑧	環境
⑨	国土保全／土地利用
⑩	伝統・文化
横断的分野	
①	リスクコミュニケーション
②	人材育成
③	官民連携
④	老朽化対策

第5章 強靱化の推進方針

1. リスクシナリオごとの強靱化の推進方針

脆弱性評価結果を踏まえ、本市を強靱化するにあたり、必要な事項を明確にすることをねらいとして、実施されるべき施策の推進方針と重点的・優先的に取り組む個別の具体的施策を示す。

第4章で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針は以下のとおりである。これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも複数の主体が連携して取り組みを行うことにより一層効果が発現することが期待される。これらについては、関係者間で重要業績指標（KPI）等の具体的数値指標に関係するデータを共有するほか、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意しながら取り組みを進めていくものとする。

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

施策タイトル	推進方針
災害に強いまちづくりの推進	公共施設、都市基盤、民間施設などの建築物や構造物の耐震性・耐火性の向上を図るとともに、災害に強い土地利用や都市基盤の整備を進めるなど、災害に強いまちづくりを目指す。
安全性向上のための都市基盤の整備	土地区画整理事業を推進し、公共・公益施設との相互の連携により地域の防災活動拠点として機能する道路、公園、上下水道施設等の都市基盤施設を整備する。
避難地・避難路の確保	都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園の一時避難地を計画的に配置・整備し、避難地及び避難路を確保する。
インフラ資産の長寿命化及び安全確保	インフラ資産は、所轄省庁ごとの指針等に基づいた個別計画が示す技術基準に基づき、適正に点検・診断を実施し、長寿命化及び安全確保をしていく。
公共施設の老朽化対策と再配置	公共施設の適正管理に務めながら施設の老朽化対策と再配置に取り組む。
空き家対策の推進	空き家等の実態把握やその対策を検討する等取組体制を整備する。
浦添市母子生活支援施設浦和寮の長寿命化及び安全確保	「浦添市公共施設個別計画」に基づき、浦添市母子生活支援施設浦和寮の長寿命化を図るとともに、災害時に起こりうる建物倒壊等から施設入所者、利用者及び職員の安全を確保するための修繕に努める。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

施策タイトル	推進方針
市街地再開発事業の検討	市街地における延焼火災等の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な国土利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発の実施を検討する。

延焼遮断帯の整備等、不燃化の推進	広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化を図り、火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。
防火・準防火地域の指定の検討	商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を検討する。
建築物の耐風・耐火対策の促進	建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、「建築基準法」に基づき建築物の耐風及び耐火対策を促進する。
公共建築物における防火・避難等の機能確保	公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査により不具合箇所等を把握しその改善を図り、防火・避難等の機能を確保する。
防火対象物の用途多様化に対応した火災予防対策の推進	防火対象物の用途多様化に対応した火災予防対策を図り、効率的な査察体制や情報システムの整備を実施する。また、防火対象物の継続的な実態調査や防火・防災管理講習の実施・受講等を推進する。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

施策タイトル	推進方針
津波防災の観点からのまちづくりの推進	市や県の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、市庁内関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。
津波危険区域等における津波防災対策	津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。
海岸保全施設の一体的な施設整備	海岸保全施設の海側の津波想定結果も考慮して、港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。
津波避難ビルの整備等	津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。
津波に関する迅速な情報伝達体制の確保	津波災害警戒区域内及び周辺の住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。
津波警戒避難体制の向上	県が公表する津波による浸水実績及び津波浸水想定を活用し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。
津波監視警戒体制の整備	津波危険に対し、津波警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、パトロール等を迅速・的確に行うための監視警戒体制を整備する。
津波防災教育の推進	教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める。
津波ハザードマップの普及促進	「津波避難計画」を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

津波避難訓練の実施	想定最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。また、実施を踏まえた各種マニュアル等の策定等を促進する。
地理に不案内な者にもわかりやすい避難誘導サイン等の設置	現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

1-4 台風や豪雨に伴う突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

施策タイトル	推進方針
治水・利水機能の向上のための計画的な雨水排水施設改修	雨水排水施設に関しては、計画的な改修を促進し、治水・利水機能の向上を図る。
雨水排水施設（構造物・護岸等）の耐震対策事業の推進	通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による護岸の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。そのため、地震による雨水排水施設（構造物・護岸等）の耐震対策事業を推進する。
雨水排水施設の整備	雨水幹線の計画的な雨水排水施設の整備に努める。
河川（水路）及び海岸等の危険箇所の調査	市内河川（水路）及び海岸等の危険箇所を調査し、災害が予想される場所は、適時巡察する。
自主防災組織等の協力体制の整備促進	洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。
風水害等の防災意識や対応力の維持・向上	台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への市民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。
警戒レベルに合わせた避難行動に関する理解の促進	避難警戒レベルに合わせた避難行動がとれるよう、警戒レベルの内容、とるべき避難行動について、住民に周知を図るとともにマイ・タイムライン作成等の普及啓発を行う。

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

施策タイトル	推進方針
斜面地等の崩壊対策と緑地の整備保全	土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地の確保を図り、土砂災害防止等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。
土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備	土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を進めるとともに、市防災計画に避難体制に関する事項を定める。
危険箇所の周知と防災意識の高揚	現地における土砂災害危険箇所情報を周知する看板等の設置、土砂災害危険区域図の作成・配布等を通じて、土砂災害に関する基礎的な情報を平常時から地域住民に提供し、防災意識の高揚を図る。
土砂災害に関する情報伝達体制の整備	土砂災害情報相互通報システムの整備を図り、緊急時に住民の避難を促すサイレン等の警報装置を整備する等、情報伝達体制を整備する。

大規模地震時における盛土造成地の滑動崩落・液状化等による宅地被害の事前対策	国の宅地耐震化推進事業等の補助事業を活用して、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性についての調査を出来るだけ早期に行うよう努め、宅地の耐震化を推進するなど早期の宅地安全性の「見える化」や事前対策の推進(必要に応じて、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業や宅地液状化防止事業の活用を検討)に努める。
---------------------------------------	---

- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止

施策タイトル	推進方針
災害時を想定した官民連携体制の充実	地域防災体制や広域的な応援・支援体制の拡充に努める。そのために、関係機関や民間事業者との災害時における連携を強化する。
災害用備蓄等の推進	長時間にわたりライフラインや医療品、食料等が確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常食用食料等の確保に努める。
災害時や復興時における輸送手段の確保	災害時や復興時、不足する物資輸送及び人員輸送に必要な車両・船舶の確保や燃料の調達を行うため、公共交通などの活用を含め、事前に民間事業者や関係機関と協力体制等について協議しておく。
交通規制計画の作成等	緊急通行車両が交通渋滞で機能が麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。
緊急輸送道路ネットワークの整備	道路拡幅等により、災害時における避難経路の確保を図るとともに、緊急車両、救急車両の通行を確保する緊急輸送道路ネットワークを補完する道路網を整備する。
緊急輸送道路、輸送拠点に関する整備推進	緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点(漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等)について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。
重要道路啓開体制の整備と資機材の確保	災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を県、沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

施策タイトル	推進方針
臨時ヘリポート等の確保	孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、市内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。
道路の多重性・代替性の整備	避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう整備する。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

施策タイトル	推進方針
交通規制計画の作成等【再掲】	緊急通行車両が交通渋滞で機能が麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。
消防施設や資機材等の整備による消防体制の強化・拡充	都市環境の変化に伴い、消防施設等の整備（消防庁舎の適正配置等）を検討する。 また、複雑多様化・大規模化する災害・事故に迅速・的確に対応できるよう資機材の更新等、消防体制の強化・拡充に努める。
地域における災害対策用資機材の確保	救出救助用資機材・消火用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、小中学校区、自治会等の単位での確保を推進する。
消防連携体制の構築と効率的運用の推進	災害時における他市町村・県、その他関係機関との協力体制など広域的な対応体制を構築し、消防計画、消防相互応援協定、緊急消防援助隊等の効率的運用を推進する。
消防団員の確保と教育訓練の充実強化	消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、消防団員の確保に努める。 また、教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。
地域防災力の向上	自治会や各種団体・学校等に「浦添市地域防災計画」の周知や防災訓練等による啓発活動を推進するとともに、防災士（リーダー）の育成を促し、自主防災組織の結成促進を図る。
要配慮者等への対応や支援策の充実	高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病人等の要配慮者や災害時避難行動要支援者への対応や広域的な応援・支援策の充実に取り組む。
防災訓練の実施	風水害等を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得等のため、防災訓練を実施する。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

施策タイトル	推進方針
防災用施設の整備や案内板の設置等	公立学校や公園、主要な交通結節点等については、避難場所の指定を行うとともに、防災用施設の整備や、案内板の設置などを図る。
広域避難に関する事前措置の実施	大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、帰宅困難な被災者のための事前措置の実施に努める。
観光関連施設における帰宅困難者への避難支援体制の整備	観光関連施設へ、帰宅困難な被災者について一定期間待機できるよう、事前に待機場所としての使用及び平素から食料・水・被覆寝具等の生活必需品の備蓄について協力を求める。
災害時のシェアサイクルによる移動手段の活用	有事の際、自動車の通行困難な地域への移動やいち早く現場の被害状況等を把握するための移動手段として、シェアサイクルの自転車を活用できる体制の構築を図る。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

施策タイトル	推進方針
災害医療体制の構築・充実	災害拠点病院を中心とした災害医療体制の構築・充実に努める。
ボランティアコーディネーターの養成	日本赤十字社沖縄県支部及び社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。 また、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努める。
拠点病院等の施設及び設備の整備	拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備するよう働きかける。
災害時における医療機関の通信手段確保	発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。
広域災害・緊急医療情報システムの整備	災害時の医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するとともに、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。
救助活動等を迅速・円滑に実施するための道路改良等の推進	救急・救助、輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、改良等を推進する。
エネルギー供給ラインの安全性確保の推進	医療機関等の人命に関わる重要施設へのエネルギー及び水道供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

施策タイトル	推進方針
感染症予防意識の向上と臨時予防接種の体制構築	新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対する感染予防意識の向上を促す。 また、集団避難所で患者もしくは疑似症患者が発見され、まん延の恐れがある場合は、緊急に臨時予防接種を実施する体制を整える。
感染症対策措置に関する体制整備	災害発生とともに保健所をして災害地の疫学調査を行わせるとともに、清潔の保持、消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、その他の感染症対策措置について実状に即した指導に当たらせる為の体制を整える。
防疫活動の体制整備	津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、万全な防疫活動ができる体制を整える。
避難所における感染症対策の構築	避難所を開設した時は、避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て、感染症対策に万全を期せるよう体制を整える。
合併処理浄化槽への転換促進	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止により単独浄化槽や汲取便槽が被災し、公衆衛生環境が悪化するおそれがあるため、単独浄化槽及び汲取便槽から、耐久性と水処理能力に優れた合併処理浄化槽への転換を促進する。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

施策タイトル	推進方針
避難所となる施設の整備	災害時、避難所となる学校及び公的施設等は、避難所における良好な生活環境を確保するため、バリアフリー化等、計画的に施設の整備を推進する。
良好な衛生状態保持のための体制整備	被災地、特に避難場所においては、常に良好な状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分に把握し必要に応じて救護所などを設けられるよう準備を整える。
要配慮者の保健衛生の体制整備	被災地、特に避難場所においては、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いすなどの手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化

施策タイトル	推進方針
防犯活動拠点（交番）の設置と適正配置	防犯活動拠点（交番）の設置及びその適正配置にむけ関係機関と連携する。
地域防犯体制の充実	警察署や地区防犯協会との情報の共有化等による連携強化を図る。また、出前講座等を活用した市民の防犯思想の普及や環境浄化運動の展開を促進する。
防犯パトロールの活動促進	地域を見守る「防犯パトロール隊」の活動を促進する。
防犯灯等の整備促進	地域における防犯灯等について、必要に応じて整備を図るものとする。防犯灯設置促進のために、防犯灯設置補助金制度を充実させる。

3-2 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

施策タイトル	推進方針
災害対策本部設置予定庁舎等の耐震性の確保	災害対策本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努める。
迅速で的確な防災体制の充実強化	円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。「浦添市職員初動マニュアル」の修正等を適宜行い、より迅速で的確な防災体制の充実強化を図る。
職員を対象とした防災研修の実施	職員を対象とした防災研修を定期的に行い、職員の資質の向上を図る。
業務継続計画の策定	万一の場合に備え、業務継続計画（BCP）を策定する。

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

施策タイトル	推進方針
情報通信機器等の充実	災害情報を迅速に収集・伝達するために、通信施設及び情報通信機器等の設備等の整備を一層進めていく。
防災相互通信用無線局の整備の推進	防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を推進する。
情報通信運用における万全な準備体制の促進	万一に備えた代替手段の確保や電源の確保等、確実な運用への準備を万全にしておく。
通信設備の優先利用等協定の締結	通信設備の優先利用及び優先使用について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続を定めておくなど、災害時に関する協定の締結等を図る。
災害時のシェアサイクルのバッテリーの活用	有事の際、シェアサイクル自転車に搭載されているバッテリーを活用し、蓄電・給電に利用できるよう体制の構築を図る。

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

施策タイトル	推進方針
情報通信基盤の充実と緊急伝達体制の構築	市民に必要な情報を素早く伝達できるよう、情報伝達手段の多様化、災害危険箇所等の情報収集に係る設備の構築、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）との連携強化を図る。 また、市域放送を中心としたコミュニティFM放送局の活用による緊急伝達体制の構築を推進する。
新しい情報伝達手段活用の検討	情報化の進展に伴い、普及してきているインターネット、ワンセグ、SNS等といった新しい情報伝達手段を用いて伝達する方法や内容等について検討を進める。
地域コミュニティによる情報伝達体制や連絡体制の確立	災害に関する情報提供を積極的に行うとともに、地域コミュニティによる防災訓練を支援するなど、災害時の情報伝達体制や連絡体制の確立を図る。
手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ	聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。
外国人に対する防災の普及啓発	国際化の進展に伴い、居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。 また、防災に対する知識を深め、被災した外国人に必要な支援を行う人材を養成する団体との連携を図っていくよう努める。

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給停止等による企業の生産力低下等、地域経済活動の停滞

施策タイトル	推進方針
事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進	各事業者が災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう啓発を行う。
事業所における防災活動の推進	防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。
臨海部災害に対する総合的な取組みの推進	臨海部に集積する工場、物流拠点、臨海工業地帯等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。
市の特性を活かした産業振興の促進	「浦添市中小企業・小規模企業振興会議」等を通じ、地域産業活性化および新たな産業活性化の支援策等を検討し、本市の特性を活かした産業振興を推進する。 「浦添市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、本市の中小企業の振興を図る。

5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

施策タイトル	推進方針
危険物製造所等の予防対策	危険物製造所等の設置者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、火災、爆発等の防止対策、危険物施設の管理・点検、保安設備の維持、保安体制の整備・確立等の対策を講じ地震・津波・洪水・地滑り等ハザードマップを活用し、災害の予防に万全を期する。
相互連携や保安体制の強化	地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、市は、国、県、他市町村、警察本部、第十一管区海上保安本部及び（一社）沖縄県火薬類保安協会等と相互に連携し、保安体制の強化や「火薬類取締法」に規定する基準の適正維持を講ずることに協力し、保安教育の徹底を図る。

5-3 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

施策タイトル	推進方針
浦添ふ頭地区における国際流通港湾としての整備	浦添ふ頭の拡充を図り、国際ネットワークの形成により国際流通港湾として整備する。
港湾地区における機能向上に向けた取組み促進	港湾地区における高付加価値型ものづくり産業の集積などの保管・流通拠点の形成を図るための総合物流センター整備、臨港道路等の整備などの機能向上に向けた取組みを促進する。
円滑な港湾運営に向けた連携強化	那覇港管理組合の円滑な港湾管理運営に向けて、国及び構成団体との連携強化を図る。

国際物流拠点産業集積地域特区を活かした取り組みの推進	国際物流拠点産業集積地域特区を活かした取り組みを推進する。
----------------------------	-------------------------------

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

施策タイトル	推進方針
道路の多重性・代替性の整備【再掲】	避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう整備する。
主要幹線道路の継続的な整備促進	国道 58 号、国道 330 号、中部縦貫道路、沖縄西海岸道路、県道浦添西原線などの主要幹線道路は、中南部都市圏の市街地を支える軸線として、継続的な整備を促進する。
市域内道路網の連結の強化	沢峠石嶺線、国際センター線、安波茶沢峠線などの整備を進めることで市域内の道路網の連結を強化する。
公共交通システム導入に向けた取り組み促進	骨格的道路の整備や、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築を促進する。
広域的な道路における交通結節点の形成の促進	本市の都市軸上や、国道 58 号などの主要幹線道路において、魅力ある交通結節点の充実を促進する。

5-5 食料等の安定供給の停滞

施策タイトル	推進方針
生産意欲の向上と農業経営の安定化	農業従事者の生産意欲の向上及び農業経営の安定化を促進する。
漁業者の生産意欲向上と後継者育成の促進	漁業の生産性や効率性の高い操業形態を促進するとともに、収益性の高い漁業経営を確立し、漁業者の生産意欲の向上と後継者の育成を促進する。
収益事業の開発促進と水産業の振興	浦添宜野湾漁業協同組合の発展・継続を図るため、漁業活動と関連した収益事業の開発を促進し、市民に親しまれる水産業環境の創出に努める。
漁港、関連施設の整備・拡充	漁業活動の拠点となる漁港や関連施設の整備又は拡充に努める。

- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

施策タイトル	推進方針
都市ガス施設災害予防対策の推進	県と連携し、地震・津波等自然災害による都市ガス施設の被害やガスの漏洩等の二次災害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、ガス事業者と連携し、事業継続計画及び防災計画を策定する等、対策を推進する。
電力施設災害予防対策の実施	電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、電力供給会社と連携し、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

火力発電設備における耐震設計の実施	発電設備機器の耐震化は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準に基づいて設計を行う。建物については、「建築基準法」による耐震設計を行う。
エネルギー有効活用の推進	公共施設をはじめ、地域特性を踏まえた再生可能エネルギー等の導入や、地域のエネルギーの有効活用（省エネ）を推進する。
ライフライン等の共同溝の整備	ライフライン施設の地震による被害を最小限に止めるため、電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。
災害時のシェアサイクルのバッテリーの活用【再掲】	有事の際、シェアサイクル自転車に搭載されているバッテリーを活用し、蓄電・給電に利用できるよう体制の構築を図る。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

施策タイトル	推進方針
上水道施設の強靱化・整備拡充	送配水管の新設、配水池及びポンプ場の新設・更新とともに、「浦添市水道管路更新（耐震化）計画」に基づいた老朽管路の計画的な更新耐震化により、水道施設の強靱化と整備拡充を図る。
上水道施設の点検・補修、停電対策の推進	上水道施設については、老朽施設・送配水管・付属設備等の点検・補修、配水池・ポンプ場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図る。
被災時における復旧・応急対策の整備	被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。
上水道事業の基盤強化	安全な水を安定的に供給するため、上水道事業の運営基盤の強化に取り組む。

6-3 汚水揚水施設等の長期間にわたる機能停止

施策タイトル	推進方針
下水道接続の促進	下水道環境のさらなる充実を図るため、設備の管理を適切に行うとともに、下水道接続を促進する。
災害に強い下水道整備	下水道施設の施工にあたっては、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、液状化対策等など災害に強い下水道の整備を図る。老朽施設・排水管等の点検・補修、中継ポンプ場等の耐震化・停電対策を図る。
老朽化した排水管やポンプ施設などの更新・改修	「浦添市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、中長期的な施設の状況を予測し、老朽化した排水管等の更新、ポンプ施設の改修や改築を行う。

6-4 地域交通網等、交通インフラの長期間にわたる機能停止

施策タイトル	推進方針
災害時や復興時における輸送手段の確保【再掲】	災害時や復興時、不足する物資輸送及び人員輸送に必要な車両・船舶の確保や燃料の調達を行うため、公共交通などの活用を含め、事前に民間事業者や関係機関と協力体制等について協議しておく。
市内拠点間を結ぶ道路ネットワークの充実	市内拠点間を結ぶ道路ネットワーク（指定された幹線道路・補助幹線道路）においては、地域内交通を円滑に処理し、主要施設へのアクセス向上に資する道路整備や交差点改良等を促進する。

市道の適正な維持管理	市道の拡幅改良を推進するとともに、市道の適正な維持管理を行う。
安全で利便性の高い道路交通体系の確立	モノレールやバスを中心に誰もが移動しやすい公共交通網の充実、狹隘道路の解消、歩行者空間の確保など、安全で利便性の高い道路交通体系を確立する。
対策が必要な橋梁の整備の実施	橋梁機能の確保のため、耐震点検調査に基づいて、対策が必要な橋梁については、架け替え、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。
トンネル施設の長寿命化	トンネル施設の点検・診断を行い、その結果に基づき、トンネル施設の修繕を実施する。
災害時のシェアサイクルによる移動手段の活用【再掲】	有事の際、自動車の通行困難な地域への移動やいち早く現場の被害状況等を把握するための移動手段として、シェアサイクルの自転車を活用できる体制の構築を図る。

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

施策タイトル	推進方針
延焼拡大防止のための防火診断	住宅密集地、狹隘指定地域等の延焼拡大防止を重点的に防火診断する。
市街地の防災力向上と民間住宅の耐震化促進	市街地の防災力の向上を図るため、関係機関及び建築関係団体と連携して住宅の耐震診断・改修の必要性に関する知識の普及・啓発に努め、民間住宅の耐震化を促進する。
地震火災の危険度が高い地区における不燃化の検討	地震被害想定等により、地震火災の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を検討する。
緊急時の消火、生活用水確保のための整備	河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進する。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

施策タイトル	推進方針
海上・臨海部の保安のための情報連絡体制の整備	大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。
海上・臨海部における消防、救助体制の整備	海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。また、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。
海上・臨海部の災害を想定した訓練の実施	大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

施策タイトル	推進方針
沿道建築物の耐火性・耐震性の向上	主要幹線道路について、「建築基準法」及び「浦添市耐震改修促進計画」に基づき沿道建築物の耐火性・耐震性の向上を図る。

道路における危険箇所の点検・補修	道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。
道路防災空間の確保と維持管理	広域的緊急輸送道路と連携した道路防災空間の確保を図り、街路樹の剪定や道路空間の定期的な清掃など道路空間の維持管理に努める。
災害時の交通を円滑に確保するための対策の実施	避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
ブロック塀等危険箇所の所有者・管理者等による調査と造り替え・生け垣化等の奨励	市の広報やホームページ等による呼びかけを通じて、公共施設及び民間敷地等にあるブロック塀等について、その所有者・管理者等が自ら積極的に危険箇所の把握・調査に努め、危険なブロック塀の造り替えや補強・補修、生け垣化等を積極的に行うよう奨励する。 また、「浦添市耐震改修促進計画」に基づき既存ブロック塀等で行う耐震診断・改修費用の一部について、予算の範囲内において助成するよう努める。
災害時のシェアサイクルによる移動手段の活用【再掲】	有事の際、自動車の通行困難な地域への移動やいち早く現場の被害状況等を把握するための移動手段として、シェアサイクルの自転車を活用できる体制の構築を図る。

7-4 たため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

施策タイトル	推進方針
地震に強い消防水利の確保	消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。
消防施設等の整備拡充	耐震性防火水槽の整備及び断水時使用可能公設消火栓の確保、学校・事業所等の水泳プールからの取水設備設置、都市開発行為計画による耐震防火水槽の普及啓発に努め、消火水利の多様化、適正な配置を図る。
市街地における水循環の確保	市街地において、健全な水循環の確保や都市水害対策を目的に、貯留浸透・涵養機能の増進を図るため、地下水涵養機能の保全や市街地における雨水貯留浸透機能の確保、雨水の再生水としての利用等を促進する。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出や、不発弾等の爆発による複合被害の発生

施策タイトル	推進方針
有害化学物質等漏出災害の予防対策	多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。地震・津波の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、市民の健康や生活環境を保全するため、有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。
不発弾等の爆発による災害発生の防止	不発弾等の爆発による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の連絡協調を密にして不発弾等処理の円滑化を図るとともに、市民に対する不発弾等の防災知識の普及徹底を図る。

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

施策タイトル	推進方針
都市緑地の保全と豊かな森の育成	クサティ森（緑地帯）については、都市緑地としての整備などによる保全を検討し、連続性のある豊かな森を形成するための森の育成に努める。
間伐材等の木材の利用促進や普及啓発	災害防止につなげるため、間伐材等の木材の利用促進や普及啓発を図る。

緑地の保全と地下水・湧水の保全活動の推進	良好な河川環境を保全するため、樹林地等の緑地の保全を図るとともに、地下浸透・涵養機能や地下水・湧水の保全活動の推進に努める。
農地保全整備事業の推進	降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための保全整備事業を推進する。
地震時の農地被害の拡大防止計画の推進	地震時の農地被害への対策として、農地防災事業を計画的に推進し、被害の拡大防止に努める。
遊休農地の利活用	農地の荒廃を防ぐため、遊休農地の利活用を促進する。

(8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

施策タイトル	推進方針
災害廃棄物処理計画の策定	国の「災害廃棄物対策指針」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画」を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。
災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保	廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備等に努めるほか、広域処理を行う地域単位に処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策タイトル	推進方針
ボランティアコーディネーターの養成【再掲】	日本赤十字社沖縄県支部及び社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。 また、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努める。
外部の防災に関する専門家人材との関係構築	応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。
建設業者との協定の締結	発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。
専門ボランティアとの連携体制の充実	医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。
災害ボランティアとの協力、資機材等の調達体制の確保	「地震・津波災害予防計画」に示す地震・津波対策のほか、大規模な風水害等が発生した場合に県内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

施策タイトル	推進方針
地盤沈下の顕著な地域における災害防止事業の推進	地盤沈下の顕著な地域での護岸の嵩上げ等、今後の地震・津波災害を念頭にした河川護岸の災害防止事業としては、必要区間に対して後背地の資産状況等を勘案して、事業を推進する。
液状化被害が予想される拠点施設への対策の実施	市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設のうち、液状化の予想される場所については、必要な対策を実施し、構造物の補強対策を行う。
市街地における浸水の長期化の防止	下水道の未整備区域や、土地区画整理地区、跡地利用等新たな市街地における整備を推進し、市街地における浸水の長期化の防止に努める。
大規模造成等新規開発に伴う規制や誘導策の導入検討	低地部の軟弱地盤地域での大規模造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう効果的な規制・誘導策の導入を検討する。
液状化の危険性の周知・広報	将来発生のおそれがある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

施策タイトル	推進方針
文化財指定の推進	市内の貴重な文化財を保護し、数多く後世に残し伝えるために、文化財指定に向けた取り組みを積極的に推進し、災害時の応急対策実施体制の構築に努める。
文化財における防災対策の取り組み	各種文化財の特性に応じた保存修理や保護措置を推進し、災害予防に努めるとともに市民の文化財保護についての意識向上や防災思想の普及のため、啓発活動に努める。 各施設の展示・収蔵方法の日常点検や定期的な防火訓練・点検を実施し、文化財の耐災性の向上を図る。 指定文化財については定期的なパトロール等による現状把握や所有者・関係機関との情報共有、指導助言を行う。災害発生時は被害状況を速やかに把握し、必要な応急措置を取り、逐次、県に対応状況等の報告を行うなど、関係機関と連携して適切な対応を図る。 未指定文化財については、必要に応じて被災状況をできるだけ速やかに把握・確認し、所有者等からの相談等に応じ、連携して対応する。
無形民俗文化財の保護への取り組み	国選択、市指定無形民俗文化財保存団体が実施している後継者育成など存続に向けた取り組みを支援するとともに、公演機会や各種助成等の情報提供等を通して、継承、復興に役立てる。
文化芸能の振興と次世代への継承	市民参画による文化芸術の振興とともに、地域などに伝わる伝統芸能や行事を次世代へ継承する活動を推進する。
NPO 等各種団体のさらなるネットワークづくりの活動促進	NPO 等の各種団体のさらなる活動を促進するため、活動場所の確保や団体間のネットワークづくり等を支援する。
地域コミュニティ活動の充実・強化	本市の街づくりを支える自治会において、地域コミュニティ活動の充実・強化を促進するため、加入促進基本協定の四者間の枠組みを中心とした情報交換や自治会加入促進の取り組みの他、多様な交流機会を支援する。

市民意識の向上と郷土愛の醸成	地域活動の場の整備や、地域の特色ある景観まちづくりの推進、多くの市民が参加・交流するてだこまつりへの支援等を通して、市民意識の向上と郷土愛の醸成を図り、地域の活力につなげる。
----------------	---

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

施策タイトル	推進方針
応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置	地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。 また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き住戸等を把握するとともに、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。
り災証明発行の迅速化	家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努め、り災証明の発行を迅速化する。

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

施策タイトル	推進方針
浦添ブランドの確立に向けた支援	農水産業との連携による特産品開発を促進し、品質の高い浦添ブランドの確立に向け支援する。
6次産業化などの振興	6次産業化などの振興を通して新たな商品開発、販路拡大に取り組む。
商工会議所と連携した多様な支援策	浦添商工会議所と連携し、市内事業者への産業振興のための多様な支援を行う。
各通り会の積極的・主体的活動の支援	各通り会の積極的・主体的な活動を支援し、組織強化・拡充を促進する。
雇用創出のための産業集積化、新産業の創出	新たな雇用創出を図るため、企業の市内立地を促進し付加価値の高い分野の産業集積化や新産業の創出を図る。 また、IT産業の集積と高度化を図るとともに、ニーズ変化に適応したIT人材の育成に努める。

■重要業績指標（KPI）

リスク シナリオ	取組	業績指標（KPI）			
		指標名	単位	現状値 (R3)	目標値 (R7)
1-1	災害に強いまちづくりの推進	安心安全な学校施設の整備（耐震化率）	%	95.23	100
1-1	災害に強いまちづくりの推進	沢岨こども園改築実施状況	－	未実施	実施済
1-1	災害に強いまちづくりの推進	宮城こども園改築実施状況	－	未実施	実施済
1-1	災害に強いまちづくりの推進	浦添市耐震改修促進計画に基づき、昭和56年6月に施行された現行の耐震基準を満たさない市所有の公共建築物の耐震化率	%	－	100
1-1	災害に強いまちづくりの推進	多数の者が利用する民間の建築物の耐震化率	%	91.8	概ね解消
1-1	安全性向上のための都市基盤の整備	土地区画整理事業により整備された宅地面積（4地区で構成する社会資本整備総合計画の指標）	ha	10	50（R5年度）
1-1	安全性向上のための都市基盤の整備	人口数	人	790	2,600
1-1	安全性向上のための都市基盤の整備	市民一人当たり整備済公園面積	m ²	5.53	5.7
1-1	空き家対策の推進	令和5年度調査実施予定			
1-1	浦添市母子生活支援施設浦和寮の長寿命化及び安全確保	浦添市母子生活支援施設浦和寮大規模修繕実施状況	－	未実施	実施済
1-2	公共建築物における防火・避難等の機能確保	市庁舎建築設備等の定期点検及び検査（1回/年）、保守点検（12回/年）	%	100	100
1-2	公共建築物における防火・避難等の機能確保	建築基準法第12条による点検（1回/3年）	%	100	100
1-4	雨水排水施設（構造物・護岸等）の耐震対策事業の推進	雨水整備面整備率	ha	1,315	2147.1
1-4	雨水排水施設の整備	雨水整備面整備率	ha	1,315	2147.1
1-4	雨水排水施設の整備	雨水排水施設の整備（整備延長）	km	1.7	1
1-4	雨水排水施設の整備	雨水排水施設の整備（浸水対策）	ha	31	30
1-4	自主防災組織等の協力体制の整備促進	自主防災組織数	団体	7	17
1-5	大規模地震時における盛土造成地の滑動崩落・液状化等による宅地被害の事前対策	大規模盛土造成地のうち変動予測調査を実施した箇所の実施率（大規模盛土造成地17箇所のうち、優先度が高いと評価された3箇所の盛土造成地について変動予測調査を実施）	%	0	17.6

2-1	災害用備蓄等の推進	浦添市上下水道部危機管理計画に基づく取組状況	-	一部実施中	計画的に実施
2-3	地域防災力の向上	自主防災組織数	団体	7	17
2-3	要配慮者等への対応や支援策の充実	浦添市災害時要援護者避難支援制度台帳作成率	%	73.8	100
2-6	合併処理浄化槽への転換促進	浄化槽設置基数	基	0	15
2-7	避難所となる施設の整備	長寿命化計画（R3～R12）に基づく事業化率	%	0	100
4-1	情報通信運用における万全な準備体制の促進	浦添市上下水道部危機管理計画に基づく取組状況	-	一部実施中	計画的に実施
4-2	新しい情報伝達手段活用の検討	インターネット接続環境整備済自治会の割合	%	約 23	100
5-3	国際物流拠点産業集積地域特区を活かした取り組みの推進	4つの特区による税制優遇措置を受けている事業者数	事業者	34 (R2年度)	50
5-5	漁港、関連施設の整備・拡充	牧港漁港陸揚量	トン	322.9	450
6-1	エネルギー有効活用の推進	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設、建築物等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進件数	件	0	1
6-1	ライフライン等の共同溝の整備	電線共同溝の整備	路線	0	1
6-2	上水道施設の強靱化・整備拡充	配水池容量	m ³	16,273	21,500
6-3	下水道接続の促進	行政人口に対する下水道施設使用可能人口の比	%	97.12	98
6-3	下水道接続の促進	下水道施設使用可能世帯数に対する使用世帯数の比	%	92.78	97
6-3	災害に強い下水道整備	行政人口に対する下水道施設使用可能人口の比	%	97.12	98
6-3	老朽化した排水管やポンプ施設などの更新・改修	行政人口に対する下水道施設使用可能人口の比	%	97.12	98
7-1	延焼拡大防止のための防火診断	住宅用火災警報器の設置率	%	75	78
7-1	市街地の防災力向上と民間住宅の耐震化促進	浦添市耐震改修促進計画に基づき、昭和56年6月に施行された現行の耐震基準を満たさない住宅の耐震化率	%	93.6	概ね解消
7-4	消防施設等の整備拡充	小学校及び中学校校内プールにおける揚水ポンプ又は送水管の設置に関しての使用可能率 (ただし、小学校については、今後、水泳事業の民間委託により、プールの使用が無くなる可能性がある。)	校	0	16
7-6	緑地の保全と地下水・湧水の保全活動の推進	自然環境調査の実施箇所	箇所	14	20

8-1	災害廃棄物処理計画の策定	災害廃棄物処理計画策定の進捗率	%	50	100
8-1	災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保	循環型社会形成推進交付金事業（計画支援事業）の進捗率	%	69	100
8-4	文化財指定の推進	文化財指定件数	件	79	82
8-4	無形民俗文化財の保護への取り組み	国選択・市指定無形民俗文化財保存団体数	団体	4	4
8-4	文化芸能の振興と次世代への継承	伝統文化の継承事業：組踊ワークショップ回数（文化芸術振興事業）	回	3	3
8-4	NPO 等各種団体のさらなるネットワークづくりの活動促進	浦添市市民活動団体件数	件	29	50
8-4	市民意識の向上と郷土愛の醸成	景観に関するアンケート調査の実施 「現在の本市の景観について、親しみや愛着を感じますか。」 令和 3 年度実施 65.2%（実施期間：11 月 1 日から 12 月 3 日）	%	令和 3 年度実施	令和 13 年度目標年次（10 年毎にアンケート調査予定）

2. 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価を行うにあたり設定した14の施策分野ごとの推進方針は、以下のとおりである。これらの推進方針は、8つの「事前に備えるべき目標」に照らして、必要な対応を14の施策分野ごとにとりまとめたものである。それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮すべきである。

(1) 個別施策分野

①行政機能／防災等

施策タイトル	リスク シナリオ	推進方針
災害に強いまちづくりの推進	1-1	公共施設、都市基盤、民間施設などの建築物や構造物の耐震性・耐火性の向上を図るとともに、災害に強い土地利用や都市基盤の整備を進めるなど、災害に強いまちづくりを目指す。
避難地・避難路の確保	1-1	都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園の一時避難地を計画的に配置・整備し、避難地及び避難路を確保する。
公共施設の老朽化対策と再配置	1-1	公共施設の適正管理に務めながら施設の老朽化対策と再配置に取り組む。
防火・準防火地域の指定の検討	1-2	商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を検討する。
公共建築物における防火・避難等の機能確保	1-2	公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査により不具合箇所等を把握しその改善を図り、防火・避難等の機能を確保する。
防火対象物の用途多様化に対応した火災予防対策の推進	1-2	防火対象物の用途多様化に対応した火災予防対策を図り、効率的な査察体制や情報システムの整備を実施する。また、防火対象物の継続的な実態調査や防火・防災管理講習の実施・受講等を推進する。
津波防災の観点からのまちづくりの推進	1-3	市や県の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、市庁内関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。
津波危険区域等における津波防災対策	1-3	津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。
海岸保全施設の一体的な施設整備	1-3	海岸保全施設の海側の津波想定結果も考慮して、港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。
津波避難ビルの整備等	1-3	津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。
津波に関する迅速な情報伝達体制の確保	1-3	津波災害警戒区域内及び周辺の住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。

津波警戒避難体制の向上	1-3	県が公表する津波による浸水実績及び津波浸水想定を活用し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。
津波監視警戒体制の整備	1-3	津波危険に対し、津波警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、パトロール等を迅速・的確に行うための監視警戒体制を整備する。
津波防災教育の推進	1-3	教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める。
津波ハザードマップの普及促進	1-3	「津波避難計画」を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。
津波避難訓練の実施	1-3	想定最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。また、実施を踏まえた各種マニュアル等の策定等を促進する。
地理に不案内な者にもわかりやすい避難誘導サイン等の設置	1-3	現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。
河川（水路）及び海岸等の危険箇所の調査	1-4	市内河川（水路）及び海岸等の危険箇所を調査し、災害が予想される場所は、適時巡察する。
自主防災組織等の協力体制の整備促進	1-4	洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。
風水害等の防災意識や対応力の維持・向上	1-4	台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への市民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。
警戒レベルに合わせた避難行動に関する理解の促進	1-4	避難警戒レベルに合わせた避難行動がとれるよう、警戒レベルの内容、とるべき避難行動について、住民に周知を図るとともにマイ・タイムライン作成等の普及啓発を行う。
土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備	1-5	土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を進めるとともに、市防災計画に避難体制に関する事項を定める。
危険箇所の周知と防災意識の高揚	1-5	現地における土砂災害危険箇所情報を周知する看板等の設置、土砂災害危険区域図の作成・配布等を通じて、土砂災害に関する基礎的な情報を平常時から地域住民に提供し、防災意識の高揚を図る。
大規模地震時における盛土造成地の滑動崩落・液状化等による宅地被害の事前対策	1-5	国の宅地耐震化推進事業等の補助事業を活用して、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性についての調査を出来るだけ早期に行うよう努め、宅地の耐震化を推進するなど早期の宅地安全性の「見える化」や事前対策の推進（必要に応じて、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業や宅地液状化防止事業の活用を検討）に努める。
災害時を想定した官民連携体制の充実	2-1	地域防災体制や広域的な応援・支援体制の拡充に努める。そのために、関係機関や民間事業者との災害時における連携を強化する。

災害用備蓄等の推進	2-1	長時間にわたりライフラインや医療品、食料等が確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努める。
重要道路啓開体制の整備と資機材の確保	2-1	災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を県、沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。
交通規制計画の作成等	2-1 2-3	緊急通行車両が交通渋滞で機能が麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。
災害時や復興時における輸送手段の確保	2-1 6-4	災害時や復興時、不足する物資輸送及び人員輸送に必要な車両・船舶の確保や燃料の調達を行うため、公共交通などの活用を含め、事前に民間事業者や関係機関と協力体制等について協議しておく。
臨時ヘリポート等の確保	2-2	孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、市内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。
消防施設や資機材等の整備による消防体制の強化・拡充	2-3	都市環境の変化に伴い、消防施設等の整備（消防庁舎の適正配置等）を検討する。 また、複雑多様化・大規模化する災害・事故に迅速・的確に対応できるよう資機材の更新等、消防体制の強化・拡充に努める。
地域における災害対策用資機材の確保	2-3	救出救助用資機材・消火用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、小中学校区、自治会等の単位での確保を推進する。
消防連携体制の構築と効率的運用の推進	2-3	災害時における他市町村・県、その他関係機関との協力体制など広域的な対応体制を構築し、消防計画、消防相互応援協定、緊急消防援助隊等の効率的運用を推進する。
消防団員の確保と教育訓練の充実強化	2-3	消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、消防団員の確保に努める。 また、教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。
地域防災力の向上	2-3	自治会や各種団体・学校等に「浦添市地域防災計画」の周知や防災訓練等による啓発活動を推進するとともに、防災士（リーダー）の育成を促し、自主防災組織の結成促進を図る。
要配慮者等への対応や支援策の充実	2-3	高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病人等の要配慮者や災害時避難行動要支援者への対応や広域的な応援・支援策の充実に取り組む。
防災訓練の実施	2-3	風水害等を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得等のため、防災訓練を実施する。
広域避難に関する事前措置の実施	2-4	大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、帰宅困難な被災者のための事前措置の実施に努める。
観光関連施設における帰宅困難者への避難支援体制の整備	2-4	観光関連施設へ、帰宅困難な被災者について一定期間待機できるよう、事前に待機場所としての使用及び平素から食料・水・被覆寝具等の生活必需品の備蓄について協力を求める。
防災用施設の整備や案内板の設置等	2-4	公立学校や公園、主要な交通結節点等については、避難場所の指定を行うとともに、防災用施設の整備や、案内板の設置などを図る。

災害時のシェアサイクルによる移動手段の活用	2-4 6-4 7-3	有事の際、自動車の通行困難な地域への移動やいち早く現場の被害状況等を把握するための移動手段として、シェアサイクルの自転車を活用できる体制の構築を図る。
拠点病院等の施設及び設備の整備	2-5	拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備するよう働きかける。
感染症対策措置に関する体制整備	2-6	災害発生とともに保健所をして災害地の疫学調査を行わせるとともに、清潔の保持、消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、その他の感染症対策措置について実状に即した指導に当たらせる為の体制を整える。
防疫活動の体制整備	2-6	津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、万全な防疫活動ができる体制を整える。
避難所における感染症対策の構築	2-6	避難所を開設した時は、避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て、感染症対策に万全を期せるよう体制を整える。
合併処理浄化槽への転換促進	2-6	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止により単独浄化槽や汲取便槽が被災し、公衆衛生環境が悪化するおそれがあるため、単独浄化槽及び汲取便槽から、耐久性と水処理能力に優れた合併処理浄化槽への転換を促進する。
避難所となる施設の整備	2-7	災害時、避難所となる学校及び公的施設等は、避難所における良好な生活環境を確保するため、バリアフリー化等、計画的に施設の整備を推進する。
良好な衛生状態保持のための体制整備	2-7	被災地、特に避難場所においては、常に良好な状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分に把握し必要に応じて救護所などを設けられるよう準備を整える。
要配慮者の保健衛生の体制整備	2-7	被災地、特に避難場所においては、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いすなどの手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
防犯活動拠点（交番）の設置と適正配置	3-1	防犯活動拠点（交番）の設置及びその適正配置にむけ関係機関と連携する。
地域防犯体制の充実	3-1	警察署や地区防犯協会との情報の共有化等による連携強化を図る。また、出前講座等を活用した市民の防犯思想の普及や環境浄化運動の展開を促進する。
防犯パトロールの活動促進	3-1	地域を見守る「防犯パトロール隊」の活動を促進する。
防犯灯等の整備促進	3-1	地域における防犯灯等について、必要に応じて整備を図るものとする。防犯灯設置促進のために、防犯灯設置補助金制度を充実させる。
迅速で的確な防災体制の充実強化	3-2	円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。「浦添市職員初動マニュアル」の修正等を適宜行い、より迅速で的確な防災体制の充実強化を図る。
職員を対象とした防災研修の実施	3-2	職員を対象とした防災研修を定期的に行い、職員の資質の向上を図る。
業務継続計画の策定	3-2	万一の場合に備え、業務継続計画（BCP）を策定する。

災害時のシェアサイクルのバッテリーの活用	4-1 6-1	有事の際、シェアサイクル自転車に搭載されているバッテリーを活用し、蓄電・給電に利用できるよう体制の構築を図る。
手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ	4-2	聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。
外国人に対する防災の普及啓発	4-2	国際化の進展に伴い、居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。 また、防災に対する知識を深め、被災した外国人に必要な支援を行う人材を養成する団体との連携を図っていくよう努める。
危険物製造所等の予防対策	5-2	危険物製造所等の設置者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、火災、爆発等の防止対策、危険物施設の管理・点検、保安設備の維持、保安体制の整備・確立等の対策を講じ地震・津波・洪水・地滑り等ハザードマップを活用し、災害の予防に万全を期する。
相互連携や保安体制の強化	5-2	地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、市は、国、県、他市町村、警察本部、第十一管区海上保安本部及び（一社）沖縄県火薬類保安協会等と相互に連携し、保安体制の強化や「火薬類取締法」に規定する基準の適正維持を講ずることに協力し、保安教育の徹底を図る。
円滑な港湾運営に向けた連携強化	5-3	那覇港管理組合の円滑な港湾管理運営に向けて、国及び構成団体との連携強化を図る。
海上・臨海部の保安のための情報連絡体制の整備	7-2	大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。
海上・臨海部における消防、救助体制の整備	7-2	海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。また、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。
海上・臨海部の災害を想定した訓練の実施	7-2	大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。
地震に強い消防水利の確保	7-4	消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。
消防施設等の整備拡充	7-4	耐震性防火水槽の整備及び断水時使用可能公設消火栓の確保、学校・事業所等の水泳プールからの取水設備設置、都市開発行為計画による耐震防火水槽の普及啓発に努め、消火水利の多様化、適正な配置を図る。
市街地における水循環の確保	7-4	市街地において、健全な水循環の確保や都市水害対策を目的に、貯留浸透・涵養機能の増進を図るため、地下水涵養機能の保全や市街地における雨水貯留浸透機能の確保、雨水の再生水としての利用等を促進する。
不発弾等の爆発による災害発生の防止	7-5	不発弾等の爆発による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の連絡協調を密にして不発弾等処理の円滑化を図るとともに、市民に対する不発弾等の防災知識の普及徹底を図る。

災害廃棄物処理計画の策定	8-1	国の「災害廃棄物対策指針」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画」を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。
災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保	8-1	廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備等に努めるほか、広域処理を行う地域単位に処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。
外部の防災に関する専門家人材との関係構築	8-2	応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。
建設業者との協定の締結	8-2	発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。
専門ボランティアとの連携体制の充実	8-2	医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。
災害ボランティアとの協力、資機材等の調達体制の確保	8-2	「地震・津波災害予防計画」に示す地震・津波対策のほか、大規模な風水害等が発生した場合に県内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。
NPO 等各種団体のさらなるネットワークづくりの活動促進	8-4	NPO 等の各種団体のさらなる活動を促進するため、活動場所の確保や団体間のネットワークづくり等を支援する。
地域コミュニティ活動の充実・強化	8-4	本市の街づくりを支える自治会において、地域コミュニティ活動の充実・強化を促進するため、加入促進基本協定の四者間の枠組みを中心とした情報交換や自治会加入促進の取り組みの他、多様な交流機会を支援する。
市民意識の向上と郷土愛の醸成	8-4	地域活動の場の整備や、地域の特色ある景観まちづくりの推進、多くの市民が参加・交流するてだこまつりへの支援等を通して、市民意識の向上と郷土愛の醸成を図り、地域の活力につなげる。
り災証明発行の迅速化	8-5	家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努め、り災証明の発行を迅速化する。

②住宅・都市

施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
災害に強いまちづくりの推進	1-1	公共施設、都市基盤、民間施設などの建築物や構造物の耐震性・耐火性の向上を図るとともに、災害に強い土地利用や都市基盤の整備を進めるなど、災害に強いまちづくりを目指す。
安全性向上のための都市基盤の整備	1-1	土地区画整理事業を推進し、公共・公益施設との相互の連携により地域の防災活動拠点として機能する道路、公園、上下水道施設等の都市基盤施設を整備する。
避難地・避難路の確保	1-1	都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園の一時避難地を計画的に配置・整備し、避難地及び避難路を確保する。

インフラ資産の長寿命化及び安全確保	1-1	インフラ資産は、所轄省庁ごとの指針等に基づいた個別計画が示す技術基準に基づき、適正に点検・診断を実施し、長寿命化及び安全確保をしていく。
空き家対策の推進	1-1	空き家等の実態把握やその対策を検討する等取組体制を整備する。
市街地再開発事業の検討	1-2	市街地における延焼火災等の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な国土利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発の実施を検討する。
延焼遮断帯の整備等、不燃化の推進	1-2	広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化を図り、火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。
建築物の耐風・耐火対策の促進	1-2	建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、「建築基準法」に基づき建築物の耐風及び耐火対策を促進する。
海岸保全施設の一体的な施設整備	1-3	海岸保全施設の海側の津波想定結果も考慮して、港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。
津波避難ビルの整備等	1-3	津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。
地理に不案内な者にもわかりやすい避難誘導サイン等の設置	1-3	現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。
治水・利水機能の向上のための計画的な雨水排水施設改修	1-4	雨水排水施設に関しては、計画的な改修を促進し、治水・利水機能の向上を図る。
雨水排水施設（構造物・護岸等）の耐震対策事業の推進	1-4	通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による護岸の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。そのため、地震による雨水排水施設（構造物・護岸等）の耐震対策事業を推進する。
雨水排水施設の整備	1-4	雨水幹線の計画的な雨水排水施設の整備に努める。
大規模地震時における盛土造成地の滑動崩落・液状化等による宅地被害の事前対策	1-5	国の宅地耐震化推進事業等の補助事業を活用して、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性についての調査を出来るだけ早期に行うよう努め、宅地の耐震化を推進するなど早期の宅地安全性の「見える化」や事前対策の推進(必要に応じて、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業や宅地液状化防止事業の活用を検討)に努める。
緊急輸送道路ネットワークの整備	2-1	道路拡幅等により、災害時における避難経路の確保を図るとともに、緊急車両、救急車両の通行を確保する緊急輸送道路ネットワークを補完する道路網を整備する。
緊急輸送道路、輸送拠点に関する整備推進	2-1	緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。
重要道路啓開体制の整備と資機材の確保	2-1	災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を県、沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。

交通規制計画の作成等	2-1 2-3	緊急通行車両が交通渋滞で機能が麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。
道路の多重性・代替性の整備	2-2 5-4	避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう整備する。
防災用施設の整備や案内板の設置等	2-4	公立学校や公園、主要な交通結節点等については、避難場所の指定を行うとともに、防災用施設の整備や、案内板の設置などを図る。
救助活動等を迅速・円滑に実施するための道路改良等の推進	2-5	救急・救助、輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、改良等を推進する。
避難所となる施設の整備	2-7	災害時、避難所となる学校及び公的施設等は、避難所における良好な生活環境を確保するため、バリアフリー化等、計画的に施設の整備を推進する。
災害対策本部設置予定庁舎等の耐震性の確保	3-2	災害対策本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努める。
臨海部災害に対する総合的な取組みの推進	5-1	臨海部に集積する工場、物流拠点、臨海工業地帯等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。
港湾地区における機能向上に向けた取組み促進	5-3	港湾地区における高付加価値型ものづくり産業の集積などの保管・流通拠点の形成を図るための総合物流センター整備、臨港道路等の整備などの機能向上に向けた取組みを促進する。
主要幹線道路の継続的な整備促進	5-4	国道 58 号、国道 330 号、中部縦貫道路、沖縄西海岸道路、県道浦添西原線などの主要幹線道路は、中南部都市圏の市街地を支える軸線として、継続的な整備を促進する。
市域内道路網の連結の強化	5-4	沢岬石嶺線、国際センター線、安波茶沢岬線などの整備を進めることで市域内の道路網の連結を強化する。
広域的な道路における交通結節点の形成の促進	5-4	本市の都市軸上や、国道 58 号などの主要幹線道路において、魅力ある交通結節点の充実を促進する。
漁港、関連施設の整備・拡充	5-5	漁業活動の拠点となる漁港や関連施設の整備又は拡充に努める。
市内拠点間を結ぶ道路ネットワークの充実	6-4	市内拠点間を結ぶ道路ネットワーク（指定された幹線道路・補助幹線道路）においては、地域内交通を円滑に処理し、主要施設へのアクセス向上に資する道路整備や交差点改良等を促進する。
市道の適正な維持管理	6-4	市道の拡幅改良を推進するとともに、市道の適正な維持管理を行う。
安全で利便性の高い道路交通体系の確立	6-4	モノレールやバスを中心に誰もが移動しやすい公共交通網の充実、狭隘道路の解消、歩行者空間の確保など、安全で利便性の高い道路交通体系を確立する。
対策が必要な橋梁の整備の実施	6-4	橋梁機能の確保のため、耐震点検調査に基づいて、対策が必要な橋梁については、架け替え、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

トンネル施設の長寿命化	6-4	トンネル施設の点検・診断を行い、その結果に基づき、トンネル施設の修繕を実施する。
延焼拡大防止のための防火診断	7-1	住宅密集地、狭隘指定地域等の延焼拡大防止を重点的に防火診断する。
市街地の防災力向上と民間住宅の耐震化促進	7-1	市街地の防災力の向上を図るため、関係機関及び建築関係団体と連携して住宅の耐震診断・改修の必要性に関する知識の普及・啓発に努め、民間住宅の耐震化を促進する。
地震火災の危険度が高い地区における不燃化の検討	7-1	地震被害想定等により、地震火災の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を検討する。
緊急時の消火、生活用水確保のための整備	7-1	河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進する。
沿道建築物の耐火性・耐震性の向上	7-3	主要幹線道路について、「建築基準法」及び「浦添市耐震改修促進計画」に基づき沿道建築物の耐火性・耐震性の向上を図る。
道路における危険箇所の点検・補修	7-3	道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。
道路防災空間の確保と維持管理	7-3	広域的緊急輸送道路と連携した道路防災空間の確保を図り、街路樹の剪定や道路空間の定期的な清掃など道路空間の維持管理に努める。
災害時の交通を円滑に確保するための対策の実施	7-3	避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
ブロック塀等危険箇所の所有者・管理者等による調査と造り替え・生け垣化等の奨励	7-3	市の広報やホームページ等による呼びかけを通じて、公共施設及び民間敷地等にあるブロック塀等について、その所有者・管理者等が自ら積極的に危険箇所の把握・調査に努め、危険なブロック塀の造り替えや補強・補修、生け垣化等を積極的に行うよう奨励する。 また、「浦添市耐震改修促進計画」に基づき既存ブロック塀等で行う耐震診断・改修費用の一部について、予算の範囲内において助成するよう努める。
建設業者との協定の締結	8-2	発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。
災害ボランティアとの協力、資機材等の調達体制の確保	8-2	「地震・津波災害予防計画」に示す地震・津波対策のほか、大規模な風水害等が発生した場合に県内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。
市街地における浸水の長期化の防止	8-3	下水道の未整備区域や、土地区画整理地区、跡地利用等新たな市街地における整備を推進し、市街地における浸水の長期化の防止に努める。
大規模造成等新規開発に伴う規制や誘導策の導入検討	8-3	低地部の軟弱地盤地域での大規模造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう効果的な規制・誘導策の導入を検討する。

液状化の危険性の周知・広報	8-3	将来発生のおそれがある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。
応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置	8-5	地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。 また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き住戸等を把握するとともに、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

③保健医療・福祉

施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
浦添市母子生活支援施設浦和寮の長寿命化及び安全確保	1-1	「浦添市公共施設個別計画」に基づき、浦添市母子生活支援施設浦和寮の長寿命化を図るとともに、災害時に起こりうる建物倒壊等から施設入所者、利用者及び職員の安全を確保するための修繕に努める。
要配慮者等への対応や支援策の充実	2-3	高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病人等の要配慮者や災害時避難行動要支援者への対応や広域的な応援・支援策の充実に取り組む。
災害医療体制の構築・充実	2-5	災害拠点病院を中心とした災害医療体制の構築・充実に努める。
拠点病院等の施設及び設備の整備	2-5	拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備するよう働きかける。
災害時における医療機関の通信手段確保	2-5	発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。
広域災害・緊急医療情報システムの整備	2-5	災害時の医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するとともに、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。
ボランティアコーディネーターの養成	2-5 8-2	日本赤十字社沖縄県支部及び社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。 また、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努める。
感染症予防意識の向上と臨時予防接種の体制構築	2-6	新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対する感染予防意識の向上を促す。 また、集団避難所で患者もしくは疑似症患者が発見され、まん延の恐れがある場合は、緊急に臨時予防接種を実施する体制を整える。
感染症対策措置に関する体制整備	2-6	災害発生とともに保健所をして災害地の疫学調査を行わせるとともに、清潔の保持、消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、その他の感染症対策措置について実状に即した指導に当たらせる為の体制を整える。
防疫活動の体制整備	2-6	津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、万全な防疫活動ができる体制を整える。
避難所における感染症対策の構築	2-6	避難所を開設した時は、避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て、感染症対策に万全を期せるよう体制を整える。

良好な衛生状態保持のための体制整備	2-7	被災地、特に避難場所においては、常に良好な状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分に把握し必要に応じて救護所などを設けられるよう準備を整える。
要配慮者の保健衛生の体制整備	2-7	被災地、特に避難場所においては、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いすなどの手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
専門ボランティアとの連携体制の充実	8-2	医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

④ライフライン・情報通信

施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
土砂災害に関する情報伝達体制の整備	1-5	土砂災害情報相互通報システムの整備を図り、緊急時に住民の避難を促すサイレン等の警報装置を整備する等、情報伝達体制を整備する。
災害時における医療機関の通信手段確保	2-5	発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。
広域災害・緊急医療情報システムの整備	2-5	災害時の医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するとともに、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。
エネルギー供給ラインの安全性確保の推進	2-5	医療機関等の人命に関わる重要施設へのエネルギー及び水道供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める。
情報通信機器等の充実	4-1	災害情報を迅速に収集・伝達するために、通信施設及び情報通信機器等の設備等の整備を一層進めていく。
防災相互通信用無線局の整備の推進	4-1	防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を推進する。
情報通信運用における万全な準備体制の促進	4-1	万一に備えた代替手段の確保や電源の確保等、確実な運用への準備を万全にしておく。
通信設備の優先利用等協定の締結	4-1	通信設備の優先利用及び優先使用について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続を定めておくなど、災害時に関する協定の締結等を図る。
情報通信基盤の充実と緊急伝達体制の構築	4-2	市民に必要な情報を素早く伝達できるよう、情報伝達手段の多様化、災害危険箇所等の情報収集に係る設備の構築、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）との連携強化を図る。 また、市域放送を中心としたコミュニティFM放送局の活用による緊急伝達体制の構築を推進する。
新しい情報伝達手段活用の検討	4-2	情報化の進展に伴い、普及してきているインターネット、ワンセグ、SNS等といった新しい情報伝達手段を用いて伝達する方法や内容等について検討を進める。
地域コミュニティによる情報伝達体制や連絡体制の確立	4-2	災害に関する情報提供を積極的に行うとともに、地域コミュニティによる防災訓練を支援するなど、災害時の情報伝達体制や連絡体制の確立を図る。

都市ガス施設災害予防対策の推進	6-1	県と連携し、地震・津波等自然災害による都市ガス施設の被害やガスの漏洩等の二次災害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、ガス事業者と連携し、事業継続計画及び防災計画を策定する等、対策を推進する。
電力施設災害予防対策の実施	6-1	電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、電力供給会社と連携し、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。
火力発電設備における耐震設計の実施	6-1	発電設備機器の耐震化は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準に基づいて設計を行う。建物については、「建築基準法」による耐震設計を行う。
エネルギー有効活用の推進	6-1	公共施設をはじめ、地域特性を踏まえた再生可能エネルギー等の導入や、地域のエネルギーの有効活用（省エネ）を推進する。
ライフライン等の共同溝の整備	6-1	ライフライン施設の地震による被害を最小限に止めるため、電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。
上水道施設の強靱化・整備拡充	6-2	送配水管の新設、配水池及びポンプ場の新設・更新とともに、「浦添市水道管路更新（耐震化）計画」に基づいた老朽管路の計画的な更新耐震化により、水道施設の強靱化と整備拡充を図る。
上水道施設の点検・補修、停電対策の推進	6-2	上水道施設については、老朽施設・送配水管・付属設備等の点検・補修、配水池・ポンプ場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図る。
被災時における復旧・応急対策の整備	6-2	被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。
上水道事業の基盤強化	6-2	安全な水を安定的に供給するため、上水道事業の運営基盤の強化に取り組む。
下水道接続の促進	6-3	下水道環境のさらなる充実を図るため、設備の管理を適切に行うとともに、下水道接続を促進する。
災害に強い下水道整備	6-3	下水道施設の施工にあたっては、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、液状化対策等など災害に強い下水道の整備を図る。老朽施設・排水管等の点検・補修、中継ポンプ場等の耐震化・停電対策を図る。
老朽化した排水管やポンプ施設などの更新・改修	6-3	「浦添市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、中長期的な施設の状況を予測し、老朽化した排水管等の更新、ポンプ施設の改修や改築を行う。

⑤産業・経済

施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進	5-1	各事業者が災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう啓発を行う。
事業所における防災活動の推進	5-1	防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

臨海部災害に対する総合的な取組みの推進	5-1	臨海部に集積する工場、物流拠点、臨海工業地帯等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。
市の特性を活かした産業振興の促進	5-1	「浦添市中小企業・小規模企業振興会議」等を通じ、地域産業活性化および新たな産業活性化の支援策等を検討し、本市の特性を活かした産業振興を推進する。 「浦添市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、本市の中小企業の振興を図る。
浦添ふ頭地区における国際流通港湾としての整備	5-3	浦添ふ頭の拡充を図り、国際ネットワークの形成により国際流通港湾として整備する。
港湾地区における機能向上に向けた取組み促進	5-3	港湾地区における高付加価値型ものづくり産業の集積などの保管・流通拠点の形成を図るための総合物流センター整備、臨港道路等の整備などの機能向上に向けた取組みを促進する。
国際物流拠点産業集積地域特区を活かした取組みの推進	5-3	国際物流拠点産業集積地域特区を活かした取組みを推進する。
浦添ブランドの確立に向けた支援	8-6	農水産業との連携による特産品開発を促進し、品質の高い浦添ブランドの確立に向け支援する。
6次産業化などの振興	8-6	6次産業化などの振興を通して新たな商品開発、販路拡大に取り組む。
商工会議所と連携した多様な支援策	8-6	浦添商工会議所と連携し、市内事業者への産業振興のための多様な支援を行う。
各通り会の積極的・主体的活動の支援	8-6	各通り会の積極的・主体的な活動を支援し、組織強化・拡充を促進する。
雇用創出のための産業集積化、新産業の創出	8-6	新たな雇用創出を図るため、企業の市内立地を促進し付加価値の高い分野の産業集積化や新産業の創出を図る。 また、IT産業の集積と高度化を図るとともに、ニーズ変化に適応したIT人材の育成に努める。

⑥交通・物流

施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
災害時や復興時における輸送手段の確保	2-1 6-4	災害時や復興時、不足する物資輸送及び人員輸送に必要な車両・船舶の確保や燃料の調達を行うため、公共交通などの活用を含め、事前に民間事業者や関係機関と協力体制等について協議しておく。
災害時のシェアサイクルによる移動手段の活用	2-4 6-4 7-3	有事の際、自動車の通行困難な地域への移動やいち早く現場の被害状況等を把握するための移動手段として、シェアサイクルの自転車を活用できる体制の構築を図る。
主要幹線道路の継続的な整備促進	5-4	国道58号、国道330号、中部縦貫道路、沖縄西海岸道路、県道浦添西原線などの主要幹線道路は、中南部都市圏の市街地を支える軸線として、継続的な整備を促進する。
市域内道路網の連結の強化	5-4	沢岬石嶺線、国際センター線、安波茶沢岬線などの整備を進めることで市域内の道路網の連結を強化する。

公共交通システム導入に向けた取り組み促進	5-4	骨格的道路の整備や、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築を促進する。
広域的な道路における交通結節点の形成の促進	5-4	本市の都市軸上や、国道 58 号などの主要幹線道路において、魅力ある交通結節点の充実を促進する。
市内拠点間を結ぶ道路ネットワークの充実	6-4	市内拠点間を結ぶ道路ネットワーク（指定された幹線道路・補助幹線道路）においては、地域内交通を円滑に処理し、主要施設へのアクセス向上に資する道路整備や交差点改良等を促進する。
安全で利便性の高い道路交通体系の確立	6-4	モノレールやバスを中心に誰もが移動しやすい公共交通網の充実、狭隘道路の解消、歩行者空間の確保など、安全で利便性の高い道路交通体系を確立する。
災害時の交通を円滑に確保するための対策の実施	7-3	避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

⑦農林水産

施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
生産意欲の向上と農業経営の安定化	5-5	農業従事者の生産意欲の向上及び農業経営の安定化を促進する。
漁業者の生産意欲向上と後継者育成の促進	5-5	漁業の生産性や効率性の高い操業形態を促進するとともに、収益性の高い漁業経営を確立し、漁業者の生産意欲の向上と後継者の育成を促進する。
収益事業の開発促進と水産業の振興	5-5	浦添宜野湾漁業協同組合の発展・継続を図るため、漁業活動と関連した収益事業の開発を促進し、市民に親しまれる水産業環境の創出に努める。
漁港、関連施設の整備・拡充	5-5	漁業活動の拠点となる漁港や関連施設の整備又は拡充に努める。
間伐材等の木材の利用促進や普及啓発	7-6	災害防止につなげるため、間伐材等の木材の利用促進や普及啓発を図る。
農地保全整備事業の推進	7-6	降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための保全整備事業を推進する。
地震時の農地被害の拡大防止計画の推進	7-6	地震時の農地被害への対策として、農地防災事業を計画的に推進し、被害の拡大防止に努める。
遊休農地の利活用	7-6	農地の荒廃を防ぐため、遊休農地の利活用を促進する。
浦添ブランドの確立に向けた支援	8-6	農水産業との連携による特産品開発を促進し、品質の高い浦添ブランドの確立に向け支援する。
6 次産業化などの振興	8-6	6 次産業化などの振興を通して新たな商品開発、販路拡大に取り組む。

⑧環境

施策タイトル	リスク シナリオ	推進方針
防疫活動の体制整備	2-6	津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、万全な防疫活動ができる体制を整える。
市街地における水循環の確保	7-4	市街地において、健全な水循環の確保や都市水害対策を目的に、貯留浸透・涵養機能の増進を図るため、地下水涵養機能の保全や市街地における雨水貯留浸透機能の確保、雨水の再生水としての利用等を促進する。
有害化学物質等漏出災害の予防対策	7-5	多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。地震・津波の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、市民の健康や生活環境を保全するため、有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。
都市緑地の保全と豊かな森の育成	7-6	クサティ森（緑地帯）については、都市緑地としての整備などによる保全を検討し、連続性のある豊かな森を形成するための森の育成に努める。
間伐材等の木材の利用促進や普及啓発	7-6	災害防止につなげるため、間伐材等の木材の利用促進や普及啓発を図る。
緑地の保全と地下水・湧水の保全活動の推進	7-6	良好な河川環境を保全するため、樹林地等の緑地の保全を図るとともに、地下浸透・涵養機能や地下水・湧水の保全活動の推進に努める。
農地保全整備事業の推進	7-6	降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための保全整備事業を推進する。
災害廃棄物処理計画の策定	8-1	国の「災害廃棄物対策指針」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画」を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。
災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保	8-1	廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備等に努めるほか、広域処理を行う地域単位に処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

⑨国土保全／土地利用

施策タイトル	リスク シナリオ	推進方針
災害に強いまちづくりの推進	1-1	公共施設、都市基盤、民間施設などの建築物や構造物の耐震性・耐火性の向上を図るとともに、災害に強い土地利用や都市基盤の整備を進めるなど、災害に強いまちづくりを目指す。
市街地再開発事業の検討	1-2	市街地における延焼火災等の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な国土利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発の実施を検討する。
津波警戒避難体制の向上	1-3	県が公表する津波による浸水実績及び津波浸水想定を活用し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。
市街地における水循環の確保	7-4	市街地において、健全な水循環の確保や都市水害対策を目的に、貯留浸透・涵養機能の増進を図るため、地下水涵養機能の保全や市街地における雨水貯留浸透機能の確保、雨水の再生水としての利用等を促進する。

都市緑地の保全と豊かな森の育成	7-6	クサティ森（緑地帯）については、都市緑地としての整備などによる保全を検討し、連続性のある豊かな森を形成するための森の育成に努める。
間伐材等の木材の利用促進や普及啓発	7-6	災害防止につなげるため、間伐材等の木材の利用促進や普及啓発を図る。
緑地の保全と地下水・湧水の保全活動の推進	7-6	良好な河川環境を保全するため、樹林地等の緑地の保全を図るとともに、地下浸透・涵養機能や地下水・湧水の保全活動の推進に努める。
農地保全整備事業の推進	7-6	降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための保全整備事業を推進する。
遊休農地の利活用	7-6	農地の荒廃を防ぐため、遊休農地の利活用を促進する。
地盤沈下の顕著な地域における災害防止事業の推進	8-3	地盤沈下の顕著な地域での護岸の嵩上げ等、今後の地震・津波災害を念頭にした河川護岸の災害防止事業としては、必要区間に対して後背地の資産状況等を勘案して、事業を推進する。
液状化被害が予想される拠点施設への対策の実施	8-3	市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設のうち、液状化の予想されるところについては、必要な対策を実施し、構造物の補強対策を行う。
大規模造成等新規開発に伴う規制や誘導策の導入検討	8-3	低地部の軟弱地盤地域での大規模造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう効果的な規制・誘導策の導入を検討する。

⑩伝統・文化

施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
文化財指定の推進	8-4	市内の貴重な文化財を保護し、数多く後世に残し伝えるために、文化財指定に向けた取り組みを積極的に推進し、災害時の応急対策実施体制の構築に努める。
文化財における防災対策の取り組み	8-4	各種文化財の特性に応じた保存修理や保護措置を推進し、災害予防に努めるとともに市民の文化財保護についての意識向上や防災思想の普及のため、啓発活動に努める。 各施設の展示・収蔵方法の日常点検や定期的な防火訓練・点検を実施し、文化財の耐災性の向上を図る。 指定文化財については定期的なパトロール等による現状把握や所有者・関係機関との情報共有、指導助言を行う。災害発生時は被害状況を速やかに把握し、必要な応急措置を取り、逐次、県に対応状況等の報告を行うなど、関係機関と連携して適切な対応を図る。 未指定文化財については、必要に応じて被災状況をできるだけ速やかに把握・確認し、所有者等からの相談等に応じ、連携して対応する。
無形民俗文化財の保護への取り組み	8-4	国選択、市指定無形民俗文化財保存団体が実施している後継者育成など存続に向けた取り組みを支援するとともに、公演機会や各種助成等の情報提供等を通して、継承、復興に役立てる。
文化芸能の振興と次世代への継承	8-4	市民参画による文化芸術の振興とともに、地域などに伝わる伝統芸能や行事を次世代へ継承する活動を推進する。

市民意識の向上と郷土愛の醸成	8-4	地域活動の場の整備や、地域の特色ある景観まちづくりの推進、多くの市民が参加・交流するてだこまつりへの支援等を通して、市民意識の向上と郷土愛の醸成を図り、地域の活力につなげる。
----------------	-----	---

(2) 横断的分野

①リスクコミュニケーション

施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
防火対象物の用途多様化に対応した火災予防対策の推進	1-2	防火対象物の用途多様化に対応した火災予防対策を図り、効率的な査察体制や情報システムの整備を実施する。また、防火対象物の継続的な実態調査や防火・防災管理講習の実施・受講等を推進する。
津波に関する迅速な情報伝達体制の確保	1-3	津波災害警戒区域内及び周辺の住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。
津波防災教育の推進	1-3	教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める。
津波ハザードマップの普及促進	1-3	「津波避難計画」を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。
津波避難訓練の実施	1-3	想定最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。また、実施を踏まえた各種マニュアル等の策定等を促進する。
自主防災組織等の協力体制の整備促進	1-4	洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。
風水害等の防災意識や対応力の維持・向上	1-4	台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への市民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。
警戒レベルに合わせた避難行動に関する理解の促進	1-4	避難警戒レベルに合わせた避難行動がとれるよう、警戒レベルの内容、とるべき避難行動について、住民に周知を図るとともにマイ・タイムライン作成等の普及啓発を行う。
危険箇所の周知と防災意識の高揚	1-5	現地における土砂災害危険箇所情報を周知する看板等の設置、土砂災害危険区域図の作成・配布等を通じて、土砂災害に関する基礎的な情報を平常時から地域住民に提供し、防災意識の高揚を図る。
土砂災害に関する情報伝達体制の整備	1-5	土砂災害情報相互通報システムの整備を図り、緊急時に住民の避難を促すサイレン等の警報装置を整備する等、情報伝達体制を整備する。

地域防災力の向上	2-3	自治会や各種団体・学校等に「浦添市地域防災計画」の周知や防災訓練等による啓発活動を推進するとともに、防災士（リーダー）の育成を促し、自主防災組織の結成促進を図る。
防災訓練の実施	2-3	風水害等を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得等のため、防災訓練を実施する。
感染症予防意識の向上と臨時予防接種の体制構築	2-6	新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対する感染予防意識の向上を促す。 また、集団避難所で患者もしくは疑似症患者が発見され、まん延の恐れがある場合は、緊急に臨時予防接種を実施する体制を整える。
迅速で的確な防災体制の充実強化	3-2	円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。「浦添市職員初動マニュアル」の修正等を適宜行い、より迅速で的確な防災体制の充実強化を図る。
地域コミュニティによる情報伝達体制や連絡体制の確立	4-2	災害に関する情報提供を積極的に行うとともに、地域コミュニティによる防災訓練を支援するなど、災害時の情報伝達体制や連絡体制の確立を図る。
相互連携や保安体制の強化	5-2	地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、市は、国、県、他市町村、警察本部、第十一管区海上保安本部及び（一社）沖縄県火薬類保安協会等と相互に連携し、保安体制の強化や「火薬類取締法」に規定する基準の適正維持を講ずることに協力し、保安教育の徹底を図る。
海上・臨海部の保安のための情報連絡体制の整備	7-2	大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。
不発弾等の爆発による災害発生の防止	7-5	不発弾等の爆発による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の連絡協調を密にして不発弾等処理の円滑化を図るとともに、市民に対する不発弾等の防災知識の普及徹底を図る。
液状化の危険性の周知・広報	8-3	将来発生のおそれがある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。

②人材育成

施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
消防団員の確保と教育訓練の充実強化	2-3	消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、消防団員の確保に努める。 また、教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。
地域防災力の向上	2-3	自治会や各種団体・学校等に「浦添市地域防災計画」の周知や防災訓練等による啓発活動を推進するとともに、防災士（リーダー）の育成を促し、自主防災組織の結成促進を図る。
防災訓練の実施	2-3	風水害等を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得等のため、防災訓練を実施する。

ボランティアコーディネーターの養成	2-5 8-2	日本赤十字社沖縄県支部及び社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。 また、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努める。
職員を対象とした防災研修の実施	3-2	職員を対象とした防災研修を定期的に行い、職員の資質の向上を図る。
漁業者の生産意欲向上と後継者育成の促進	5-5	漁業の生産性や効率性の高い操業形態を促進するとともに、収益性の高い漁業経営を確立し、漁業者の生産意欲の向上と後継者の育成を促進する。
海上・臨海部の災害を想定した訓練の実施	7-2	大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。
NPO 等各種団体のさらなるネットワークづくりの活動促進	8-4	NPO 等の各種団体のさらなる活動を促進するため、活動場所の確保や団体間のネットワークづくり等を支援する。
雇用創出のための産業集積化、新産業の創出	8-6	新たな雇用創出を図るため、企業の市内立地を促進し付加価値の高い分野の産業集積化や新産業の創出を図る。 また、IT 産業の集積と高度化を図るとともに、ニーズ変化に適応した IT 人材の育成に努める。

③官民連携

施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
斜面地等の崩壊対策と緑地の整備保全	1-5	土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地の確保を図り、土砂災害防止等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。
土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備	1-5	土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を進めるとともに、市防災計画に避難体制に関する事項を定める。
災害時を想定した官民連携体制の充実	2-1	地域防災体制や広域的な応援・支援体制の拡充に努める。そのために、関係機関や民間事業者との災害時における連携を強化する。
重要道路啓開体制の整備と資機材の確保	2-1	災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を県、沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。
交通規制計画の作成等	2-1 2-3	緊急通行車両が交通渋滞で機能が麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。
災害時や復興時における輸送手段の確保	2-1 6-4	災害時や復興時、不足する物資輸送及び人員輸送に必要な車両・船舶の確保や燃料の調達を行うため、公共交通などの活用を含め、事前に民間事業者や関係機関と協力体制等について協議しておく。

地域防災力の向上	2-3	自治会や各種団体・学校等に「浦添市地域防災計画」の周知や防災訓練等による啓発活動を推進するとともに、防災士（リーダー）の育成を促し、自主防災組織の結成促進を図る。
要配慮者等への対応や支援策の充実	2-3	高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病人等の要配慮者や災害時避難行動要支援者への対応や広域的な応援・支援策の充実に取り組む。
観光関連施設における帰宅困難者への避難支援体制の整備	2-4	観光関連施設へ、帰宅困難な被災者について一定期間待機できるよう、事前に待機場所としての使用及び平素から食料・水・被覆寝具等の生活必需品の備蓄について協力を求める。
要配慮者の保健衛生の体制整備	2-7	被災地、特に避難場所においては、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いすなどの手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
防犯パトロールの活動促進	3-1	地域を見守る「防犯パトロール隊」の活動を促進する。
通信設備の優先利用等協定の締結	4-1	通信設備の優先利用及び優先使用について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続を定めておくなど、災害時に関する協定の締結等を図る。
情報通信基盤の充実と緊急伝達体制の構築	4-2	市民に必要な情報を素早く伝達できるよう、情報伝達手段の多様化、災害危険箇所等の情報収集に係る設備の構築、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）との連携強化を図る。 また、市域放送を中心としたコミュニティFM放送局の活用による緊急伝達体制の構築を推進する。
手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ	4-2	聴覚障がい者、外国人に対して的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。
外国人に対する防災の普及啓発	4-2	国際化の進展に伴い、居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。 また、防災に対する知識を深め、被災した外国人に必要な支援を行う人材を養成する団体との連携を図っていくよう努める。
円滑な港湾運営に向けた連携強化	5-3	那覇港管理組合の円滑な港湾管理運営に向けて、国及び構成団体との連携強化を図る。
都市ガス施設災害予防対策の推進	6-1	県と連携し、地震・津波等自然災害による都市ガス施設の被害やガスの漏洩等の二次災害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、ガス事業者と連携し、事業継続計画及び防災計画を策定する等、対策を推進する。
電力施設災害予防対策の実施	6-1	電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、電力供給会社と連携し、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。
市街地の防災力向上と民間住宅の耐震化促進	7-1	市街地の防災力の向上を図るため、関係機関及び建築関係団体と連携して住宅の耐震診断・改修の必要性に関する知識の普及・啓発に努め、民間住宅の耐震化を促進する。
外部の防災に関する専門家人材との関係構築	8-2	応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。
建設業者との協定の締結	8-2	発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置	8-5	地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。 また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き住戸等を把握するとともに、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。
浦添ブランドの確立に向けた支援	8-6	農水産業との連携による特産品開発を促進し、品質の高い浦添ブランドの確立に向け支援する。
商工会議所と連携した多様な支援策	8-6	浦添商工会議所と連携し、市内事業者への産業振興のための多様な支援を行う。

④老朽化対策

施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
安全性向上のための都市基盤の整備	1-1	土地区画整理事業を推進し、公共・公益施設との相互の連携により地域の防災活動拠点として機能する道路、公園、上下水道施設等の都市基盤施設を整備する。
インフラ資産の長寿命化及び安全確保	1-1	インフラ資産は、所轄省庁ごとの指針等に基づいた個別計画が示す技術基準に基づき、適正に点検・診断を実施し、長寿命化及び安全確保をしていく。
浦添市母子生活支援施設浦和寮の長寿命化及び安全確保	1-1	「浦添市公共施設個別計画」に基づき、浦添市母子生活支援施設浦和寮の長寿命化を図るとともに、災害時に起こりうる建物倒壊等から施設入所者、利用者及び職員の安全を確保するための修繕に努める。
公共施設の老朽化対策と再配置	1-1	公共施設の適正管理に務めながら施設の老朽化対策と再配置に取り組む。
避難所となる施設の整備	2-7	災害時、避難所となる学校及び公的施設等は、避難所における良好な生活環境を確保するため、バリアフリー化等、計画的に施設の整備を推進する。
上水道施設の強靱化・整備拡充	6-2	送配水管の新設、配水池及びポンプ場の新設・更新とともに、「浦添市水道管路更新（耐震化）計画」に基づいた老朽管路の計画的な更新耐震化により、水道施設の強靱化と整備拡充を図る。
上水道施設の点検・補修、停電対策の推進	6-2	上水道施設については、老朽施設・送配水管・付属設備等の点検・補修、配水池・ポンプ場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図る。
災害に強い下水道整備	6-3	下水道施設の施工にあたっては、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、液状化対策等など災害に強い下水道の整備を図る。老朽施設・排水管等の点検・補修、中継ポンプ場等の耐震化・停電対策を図る。
老朽化した排水管やポンプ施設などの更新・改修	6-3	「浦添市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、中長期的な施設の状況を予測し、老朽化した排水管等の更新、ポンプ施設の改修や改築を行う。
市道の適正な維持管理	6-4	市道の拡幅改良を推進するとともに、市道の適正な維持管理を行う。
対策が必要な橋梁の整備の実施	6-4	橋梁機能の確保のため、耐震点検調査に基づいて、対策が必要な橋梁については、架け替え、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。
トンネル施設の長寿命化	6-4	トンネル施設の点検・診断を行い、その結果に基づき、トンネル施設の修繕を実施する。

道路における危険箇所 の点検・補修	7-3	道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。
----------------------	-----	--

第6章 計画の推進

1. リスクシナリオごとの強靱化の推進方針施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要がある。そこで本計画においては、「効果の大きさ」・「緊急度・切迫度」・「施策の進捗状況」・「施策の具体性」・「平時の活用」・「国全体の強靱化に対する貢献」等を総合的に勘案して重点施策を選定し、今後の予算編成や国への施策提案に反映していくものとする。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度、アクションプランの進捗管理（PDCA）を行う際に、見直しを図るものとする。

■重点化の視点

効果の大きさ	災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか
緊急度・切迫度	災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか
施策の進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか
施策の具体性	施策に具体性があり、対象や取組内容、期間等が明確になっているか
平時の活用	災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか
国全体の強靱化に対する貢献	国全体の強靱化にどの程度貢献するか

2. 計画の進捗管理と見直し

本市では、本計画を通じた地域の強靱化の推進のための具体的な進め方を「浦添市国土強靱化地域計画アクションプラン」として取りまとめた。今後、「浦添市国土強靱化地域計画アクションプラン」を通じて、進捗管理（PDCA）を行うものとする。

また、本計画の冒頭でも示したように、本計画は計画期間中であっても、社会情勢の急激な変化や、他地域での大規模自然災害により新たな教訓が得られた際など、新たに想定されるリスク等を踏まえて随時拡充を行うものとする。

なお、浦添市地域防災計画など関連する分野別計画については、それぞれの見直し時には本計画との整合を図る。

■重点化施策項目一覧

施策分野	重点化施策項目
行政機能／防災等	・ 災害に強いまちづくりの推進 ・ 災害用備蓄等の推進 ・ 要配慮者等への対応や支援策の充実 ・ 避難所となる施設の整備 ・ 危険物製造所等の予防対策 ・ 災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保 ・ 大規模地震時における盛土造成地の滑動崩落・液状化等による宅地被害の事前対策 ・ 合併処理浄化槽への転換促進
住宅・都市	・ 災害に強いまちづくりの推進 ・ 安全性向上のための都市基盤の整備 ・ 雨水排水施設（構造物・護岸等）の耐震対策事業の推進 ・ 雨水排水施設の整備 ・ 避難所となる施設の整備 ・ 漁港、関連施設の整備・拡充 ・ 空き家対策の推進 ・ 大規模地震時における盛土造成地の滑動崩落・液状化等による宅地被害の事前対策
保健医療・福祉	・ 要配慮者等への対応や支援策の充実 ・ 浦添市母子生活支援施設浦和寮の長寿命化及び安全確保
ライフライン・情報通信	・ 情報通信運用における万全な準備体制の促進 ・ 都市ガス施設災害予防対策の推進 ・ 災害に強い下水道整備 ・ 老朽化した排水管やポンプ施設などの更新・改修
産業・経済	【該当なし】
交通・物流	【該当なし】
農林水産	・ 漁港、関連施設の整備・拡充
環境	・ 災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保
国土保全／土地利用	・ 災害に強いまちづくりの推進
伝統・文化	・ 文化財指定の推進 ・ 文化財における防災対策の取り組み ・ 無形民俗文化財の保護への取り組み ・ 文化芸能の振興と次世代への継承
リスクコミュニケーション	【該当なし】
人材育成	【該当なし】
官民連携	・ 要配慮者等への対応や支援策の充実 ・ 都市ガス施設災害予防対策の推進
老朽化対策	・ 安全性向上のための都市基盤の整備 ・ 避難所となる施設の整備 ・ 災害に強い下水道整備 ・ 老朽化した排水管やポンプ施設などの更新・改修 ・ 浦添市母子生活支援施設浦和寮の長寿命化及び安全確保

[別紙]「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

施策タイトル	推進方針
災害に強いまちづくりの推進	公共施設、都市基盤、民間施設などの建築物や構造物の耐震性・耐火性の向上を図るとともに、災害に強い土地利用や都市基盤の整備を進めるなど、災害に強いまちづくりを目指す必要がある。
安全性向上のための都市基盤の整備	土地区画整理事業を推進し、公共・公益施設との相互の連携により地域の防災活動拠点として機能する道路、公園、上下水道施設等の都市基盤施設を整備する必要がある。
避難地・避難路の確保	都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園の一時避難地を計画的に配置・整備し、避難地及び避難路を確保する必要がある。
インフラ資産の長寿命化及び安全確保	インフラ資産は、所轄省庁ごとの指針等に基づいた個別計画が示す技術基準に基づき、適正に点検・診断を実施し、長寿命化及び安全確保をする必要がある。
公共施設の老朽化対策と再配置	公共施設の適正管理に務めながら施設の老朽化対策と再配置に取り組む必要がある。
空き家対策の推進	保安上危険となるおそれのある空き家等の倒壊による被害を防止するため、実態把握とその対策に努める必要がある。
浦添市母子生活支援施設浦和寮の長寿命化及び安全確保	「浦添市公共施設個別計画」に基づき、浦添市母子生活支援施設浦和寮の長寿命化を図るとともに、災害時に起こりうる建物倒壊等から施設入所者、利用者及び職員の安全を確保するための修繕を図る必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

施策タイトル	推進方針
市街地再開発事業の検討	市街地における延焼火災等の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な国土利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発の実施を検討する必要がある。
延焼遮断帯の整備等、不燃化の推進	広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化を図り、火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する必要がある。
防火・準防火地域の指定の検討	商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を検討する必要がある。
建築物の耐風・耐火対策の促進	建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進する必要がある。
公共建築物における防火・避難等の機能確保	公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査により不具合箇所等を把握しその改善を図り、防火・避難等の機能を確保する必要がある。
防火対象物の用途多様化に対応した火災予防対策の推進	防火対象物の用途多様化に対応した火災予防対策を図り、効率的な査察体制や情報システムの整備を実施する必要がある。また、防火対象物の継続的な実態調査や防火・防災管理講習の実施・受講等を推進する必要がある。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

施策タイトル	推進方針
津波防災の観点からのまちづくりの推進	市や県の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、市庁内関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める必要がある。
津波危険区域等における津波防災対策	津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する必要がある。
海岸保全施設の一体的な施設整備	海岸保全施設の海側の津波想定結果も考慮して、港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る必要がある。
津波避難ビルの整備等	津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する必要がある。
津波に関する迅速な情報伝達体制の確保	津波災害警戒区域内及び周辺の住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める必要がある。
津波警戒避難体制の向上	県が公表する津波による浸水実績及び津波浸水想定を活用し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する必要がある。
津波監視警戒体制の整備	津波危険に対し、津波警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、パトロール等を迅速・的確に行うための監視警戒体制を整備する必要がある。
津波防災教育の推進	教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める必要がある。
津波ハザードマップの普及促進	「津波避難計画」を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する必要がある。
津波避難訓練の実施	想定最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する必要がある。また、実施を踏まえた各種マニュアル等の策定等を促進する必要がある。
地理に不案内な者にもわかりやすい避難誘導サイン等の設置	現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する必要がある。

1-4 台風や豪雨に伴う突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

施策タイトル	推進方針
治水・利水機能の向上のための計画的な雨水排水施設改修	雨水排水施設に関しては、計画的な改修を促進し、治水・利水機能の向上を図る必要がある。
雨水排水施設（構造物・護岸等）の耐震対策事業の推進	通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による護岸の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。そのため、地震による雨水排水施設（構造物・護岸等）の耐震対策事業を推進する必要がある。
雨水排水施設の整備	雨水幹線の計画的な雨水排水施設の整備に努める必要がある。
河川（水路）及び海岸等の危険箇所の調査	市内河川（水路）及び海岸等の危険箇所を調査し、災害が予想される場所は、適時巡察する必要がある。
自主防災組織等の協力体制の整備促進	洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する必要がある。特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する必要がある。
風水害等の防災意識や対応力の維持・向上	台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への市民等の防災意識や対応力を維持・向上させる必要がある。
警戒レベルに合わせた避難行動に関する理解の促進	避難警戒レベルに合わせた避難行動がとれるよう、警戒レベルの内容、とるべき避難行動について、住民に周知を図るとともにマイ・タイムライン作成等の普及啓発を行う必要がある。

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

施策タイトル	推進方針
斜面地等の崩壊対策と緑地の整備保全	土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地の確保を図り、土砂災害防止等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する必要がある。
土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備	土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を進めるとともに、市防災計画に避難体制に関する事項を定める必要がある。
危険箇所の周知と防災意識の高揚	現地における土砂災害危険箇所情報を周知する看板等の設置、土砂災害危険区域図の作成・配布等を通じて、土砂災害に関する基礎的な情報を平常時から地域住民に提供し、防災意識の高揚を図る必要がある。
土砂災害に関する情報伝達体制の整備	土砂災害情報相互通報システムの整備を図り、緊急時に住民の避難を促すサイレン等の警報装置を整備する等、情報伝達体制を整備する必要がある。
大規模地震時における盛土造成地の滑動崩落・液状化等による宅地被害の事前対策	大規模地震時には盛土造成地の滑動崩落や低地部の軟弱地盤地域での液状化等の宅地被害が発生する恐れがあり、これらの被害を防ぐため大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、耐震化を推進するなど、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める必要がある。

- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止

施策タイトル	推進方針
災害時を想定した官民連携体制の充実	地域防災体制や広域的な応援・支援体制の拡充に努める。そのために、関係機関や民間事業者との災害時における連携を強化する必要がある。
災害用備蓄等の推進	長時間にわたりライフラインや医療品、食料等が確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等を確保する必要がある。
災害時や復興時における輸送手段の確保	災害時や復興時、物資輸送及び人員輸送のための車両・船舶や燃料の不足が想定されるため、生活・経済活動に必要な物資・人員の輸送手段を確保する必要がある。
交通規制計画の作成等	緊急通行車両が交通渋滞で機能が麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する必要がある。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る必要がある。
緊急輸送道路ネットワークの整備	道路拡幅等により、災害時における避難経路の確保を図るとともに、緊急車両、救急車両の通行を確保する緊急輸送道路ネットワークを補完する道路網を整備する必要がある。
緊急輸送道路、輸送拠点に関する整備推進	緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める必要がある。
重要道路啓開体制の整備と資機材の確保	災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を県、沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

施策タイトル	推進方針
臨時ヘリポート等の確保	孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、市内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める必要がある。
道路の多重性・代替性の整備	避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう整備する必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

施策タイトル	推進方針
交通規制計画の作成等【再掲】	緊急通行車両が交通渋滞で機能が麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する必要がある。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る必要がある。
消防施設や資機材等の整備による消防体制の強化・拡充	都市環境の変化に伴い、消防施設等の整備（消防庁舎の適正配置等）を検討する必要がある。 また、複雑多様化・大規模化する災害・事故に迅速・的確に対応できるよう資機材の更新等、消防体制の強化・拡充に努める必要がある。
地域における災害対策用資機材の確保	救出救助用資機材・消火用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、小中学校区、自治会等の単位での確保を推進する必要がある。
消防連携体制の構築と効率的運用の推進	災害時における他市町村・県、その他関係機関との協力体制など広域的な対応体制を構築し、消防計画、消防相互応援協定、緊急消防援助隊等の効率的運用を推進する必要がある。
消防団員の確保と教育訓練の充実強化	消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、消防団員の確保に努める必要がある。 また、教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る必要がある。
地域防災力の向上	自治会や各種団体・学校等に「浦添市地域防災計画」の周知や防災訓練等による啓発活動を推進するとともに、防災士（リーダー）の育成を促し、自主防災組織の結成促進を図る必要がある。
要配慮者等への対応や支援策の充実	高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病人等の要配慮者や災害時避難行動要支援者への対応や広域的な応援・支援策の充実に取り組む必要がある。
防災訓練の実施	風水害等を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得等のため、防災訓練を実施する必要がある。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

施策タイトル	推進方針
防災用施設の整備や案内板の設置等	公立学校や公園、主要な交通結節点等については、避難場所の指定を行うとともに、防災用施設の整備や、案内板の設置などを図る必要がある。
広域避難に関する事前措置の実施	大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、帰宅困難な被災者のための事前措置の実施に努める必要がある。
観光関連施設における帰宅困難者への避難支援体制の整備	避難支援として帰宅困難な被災者が観光関連施設で一定期間待機できるようにする必要がある。
災害時のシェアサイクルによる移動手段の活用	有事の際、自動車の通行困難な地域への移動やいち早く現場の被害状況等を把握するための移動手段として、シェアサイクルの自転車を活用できる体制の構築を図る必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

施策タイトル	推進方針
災害医療体制の構築・充実	災害拠点病院を中心とした災害医療体制の構築・充実に努める必要がある。
ボランティアコーディネーターの養成	日本赤十字社沖縄県支部及び社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする必要がある。 また、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努める必要がある。
拠点病院等の施設及び設備の整備	拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備するよう働きかける必要がある。
災害時における医療機関の通信手段確保	発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図る必要がある。
広域災害・緊急医療情報システムの整備	災害時の医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するとともに、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める必要がある。
救助活動等を迅速・円滑に実施するための道路改良等の推進	救急・救助、輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、改良等を推進する必要がある。
エネルギー供給ラインの安全性確保の推進	医療機関等の人命に関わる重要施設へのエネルギー及び水道供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

施策タイトル	推進方針
感染症予防意識の向上と臨時予防接種の体制構築	新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対する感染予防意識の向上が必要である。 また、集団避難所で患者もしくは疑似症患者が発見され、まん延の恐れがある場合は、緊急に臨時予防接種を実施する体制を整える必要がある。
感染症対策措置に関する体制整備	災害発生とともに保健所をして災害地の疫学調査を行わせるとともに、清潔の保持、消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、その他の感染症対策措置について実状に即した指導に当たらせる為の体制を整える必要がある。
防疫活動の体制整備	津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、万全な防疫活動ができる体制を整える必要がある。
避難所における感染症対策の構築	避難所を開設した時は、避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て、感染症対策に万全を期せるよう体制を整える必要がある。
合併処理浄化槽への転換促進	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止により単独浄化槽や汲取便槽が被災し、公衆衛生環境が悪化するおそれがあるため、単独浄化槽及び汲取便槽から、耐久性と水処理能力に優れた合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

施策タイトル	推進方針
避難所となる施設の整備	災害時、避難所となる学校及び公的施設等は、避難所における良好な生活環境を確保するため、バリアフリー化等、計画的に施設の整備を推進する必要がある。
良好な衛生状態保持のための体制整備	被災地、特に避難場所においては、常に良好な状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分に把握し必要に応じて救護所などを設けられるよう準備を整える必要がある。
要配慮者の保健衛生の体制整備	被災地、特に避難場所においては、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いすなどの手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する必要がある。

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化

施策タイトル	推進方針
防犯活動拠点（交番）の設置と適正配置	防犯活動拠点（交番）の設置及びその適正配置にむけ関係機関と連携する必要がある。
地域防犯体制の充実	警察署や地区防犯協会との情報の共有化等による連携強化を図る。また、出前講座等を活用した市民の防犯思想の普及や環境浄化運動の展開を促進する必要がある。
防犯パトロールの活動促進	地域を見守る「防犯パトロール隊」の活動を促進する必要がある。
防犯灯等の整備促進	地域における防犯灯等について、必要に応じて整備を図る必要がある。防犯灯設置促進のために、防犯灯設置補助金制度を充実させる必要がある。

3-2 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

施策タイトル	推進方針
災害対策本部設置予定庁舎等の耐震性の確保	災害対策本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保する必要がある。
迅速で的確な防災体制の充実強化	円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する必要がある。また「浦添市職員初動マニュアル」の修正等を適宜行い、より迅速で的確な防災体制の充実強化を図る必要がある。
職員を対象とした防災研修の実施	職員を対象とした防災研修を定期的に行い、職員の資質の向上を図る必要がある。
業務継続計画の策定	大規模な災害が発生しても、必要な業務の早期の再開・継続が出来るよう、業務継続計画（BCP）を策定する。

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

施策タイトル	推進方針
情報通信機器等の充実	災害情報を迅速に収集・伝達するために、通信施設及び情報通信機器等の設備等の整備を一層進めていくことが必要である。
防災相互通信用無線局の整備の推進	防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を推進する必要がある。
情報通信運用における万全な準備体制の促進	万一に備えた代替手段の確保や電源の確保等、確実な運用への準備を万全にしておく必要がある。
通信設備の優先利用等協定の締結	通信設備の優先利用及び優先使用について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続を定めておくなど、災害時に関する協定の締結等を図る必要がある。
災害時のシェアサイクルのバッテリーの活用	万一に備え、電源の確保等に備えておく必要がある。

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

施策タイトル	推進方針
情報通信基盤の充実と緊急伝達体制の構築	市民に必要な情報を素早く伝達できるよう、情報伝達手段の多様化、災害危険箇所等の情報収集に係る設備の構築、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）との連携強化を図る必要がある。 また、市域放送を中心としたコミュニティFM放送局の活用による緊急伝達体制の構築を推進する必要がある。
新しい情報伝達手段活用の検討	情報化の進展に伴い、普及してきているインターネット、ワンセグ、SNS等といった新しい情報伝達手段を用いて伝達する方法や内容等について検討を進める必要がある。
地域コミュニティによる情報伝達体制や連絡体制の確立	災害に関する情報提供を積極的に行うとともに、地域コミュニティによる防災訓練を支援するなど、災害時の情報伝達体制や連絡体制の確立を図る必要がある。
手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ	聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する必要がある。
外国人に対する防災の普及啓発	国際化の進展に伴い、居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める必要がある。 また、防災に対する知識を深め、被災した外国人に必要な支援を行う人材を養成する団体と連携する必要がある。

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給停止等による企業の生産力低下等、地域経済活動の停滞

施策タイトル	推進方針
事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進	各事業者が災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう啓発を行う必要がある。
事業所における防災活動の推進	防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める必要がある。
臨海部災害に対する総合的な取組みの推進	臨海部に集積する工場、物流拠点、臨海工業地帯等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める必要がある。
市の特性を活かした産業振興の促進	「浦添市中小企業・小規模企業振興会議」等を通じ、地域産業活性化および新たな産業活性化の支援策等を検討し、本市の特性を活かした産業振興を推進する必要がある。 「浦添市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、本市の中小企業の振興を図る必要がある。

5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

施策タイトル	推進方針
危険物製造所等の予防対策	危険物製造所等の設置者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、火災、爆発等の防止対策、危険物施設の管理・点検、保安設備の維持、保安体制の整備・確立等の対策を講じ地震・津波・洪水・地滑り等、災害の予防に万全を期する必要がある。
相互連携や保安体制の強化	地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、市は、国、県、他市町村、警察本部、第十一管区海上保安本部及び（一社）沖縄県火薬類保安協会等と相互に連携し、保安体制の強化や「火薬類取締法」に規定する基準の適正維持を講ずることに協力し、保安教育の徹底を図る必要がある。

5-3 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

施策タイトル	推進方針
浦添ふ頭地区における国際流通港湾としての整備	浦添ふ頭の拡充を図り、国際ネットワークの形成により国際流通港湾として整備する必要がある。
港湾地区における機能向上に向けた取組み促進	港湾地区における高付加価値型ものづくり産業の集積などの保管・流通拠点の形成を図るための総合物流センター整備、臨港道路等の整備などの機能向上に向けた取組みを促進する必要がある。

円滑な港湾運営に向けた連携強化	那覇港管理組合の円滑な港湾管理運営に向けて、国及び構成団体との連携強化を図る必要がある。
国際物流拠点産業集積地域特区を活かした取り組みの推進	国際物流拠点産業集積地域特区を活かした取り組みを推進する必要がある。

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

施策タイトル	推進方針
道路の多重性・代替性の整備【再掲】	避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう整備する必要がある。
主要幹線道路の継続的な整備促進	国道 58 号、国道 330 号、中部縦貫道路、沖縄西海岸道路、県道浦添西原線などの主要幹線道路は、中南部都市圏の市街地を支える軸線として、継続的な整備を促進する必要がある。
市域内道路網の連結の強化	沢岬石嶺線、国際センター線、安波茶沢岬線などの整備を進めることで市域内の道路網の連結を強化する必要がある。
公共交通システム導入に向けた取り組み促進	骨格的道路の整備や、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築を促進する必要がある。
広域的な道路における交通結節点の形成の促進	本市の都市軸上や、国道 58 号などの主要幹線道路において、魅力ある交通結節点の充実を促進する必要がある。

5-5 食料等の安定供給の停滞

施策タイトル	推進方針
生産意欲の向上と農業経営の安定化	農業従事者の生産意欲の向上及び農業経営の安定化を促進する必要がある。
漁業者の生産意欲向上と後継者育成の促進	漁業の生産性や効率性の高い操業形態を促進するとともに、収益性の高い漁業経営を確立し、漁業者の生産意欲の向上と後継者の育成を促進する必要がある。
収益事業の開発促進と水産業の振興	浦添宜野湾漁業協同組合の発展・継続を図るため、漁業活動と関連した収益事業の開発を促進し、市民に親しまれる水産業環境の創出に努める必要がある。
漁港、関連施設の整備・拡充	漁業活動の拠点となる漁港や関連施設の整備又は拡充に努める必要がある。

- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

施策タイトル	推進方針
都市ガス施設災害予防対策の推進	県と連携し、地震・津波等自然災害による都市ガス施設の被害やガスの漏洩等の二次災害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、ガス事業者と連携し、事業継続計画及び防災計画を策定する等、対策を推進する必要がある。
電力施設災害予防対策の実施	電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、電力供給会社と連携し、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める必要がある。
火力発電設備における耐震設計の実施	発電設備機器の耐震化は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準に基づいて設計を行う必要がある。建物については、「建築基準法」による耐震設計を行う必要がある。
エネルギー有効活用の推進	公共施設をはじめ、地域特性を踏まえた再生可能エネルギー等の導入や、地域のエネルギーの有効活用（省エネ）を推進する必要がある。
ライフライン等の共同溝の整備	ライフライン施設の地震による被害を最小限に止めるため、電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する必要がある。
災害時のシェアサイクルのバッテリーの活用【再掲】	万一来、電源の確保等に備えておく必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

施策タイトル	推進方針
上水道施設の強靱化・整備拡充	送配水管の新設、配水池及びポンプ場の新設・更新とともに、「浦添市水道管路更新（耐震化）計画」に基づいた老朽管路の計画的な更新耐震化により、水道施設の強靱化と整備拡充を図る必要がある。
上水道施設の点検・補修、停電対策の推進	上水道施設については、老朽施設・送配水管・付属設備等の点検・補修、配水池・ポンプ場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図る必要がある。
被災時における復旧・応急対策の整備	被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る必要がある。
上水道事業の基盤強化	安全な水を安定的に供給するため、上水道事業の運営基盤の強化に取り組む必要がある。

6-3 汚水揚水施設等の長期間にわたる機能停止

施策タイトル	推進方針
下水道接続の促進	下水道環境のさらなる充実を図るため、設備の管理を適切に行うとともに、下水道接続を促進する必要がある。

災害に強い下水道整備	下水道施設の施工にあたっては、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、液状化対策等など災害に強い下水道の整備を図る必要がある。老朽施設・排水管等の点検・補修、中継ポンプ場等の耐震化・停電対策を図る必要がある。
老朽化した排水管やポンプ施設などの更新・改修	「浦添市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、中長期的な施設の状況を予測し、老朽化した排水管等の更新、ポンプ施設の改修や改築を行う必要がある。

6-4 地域交通網等、交通インフラの長期間にわたる機能停止

施策タイトル	推進方針
災害時や復興時における輸送手段の確保【再掲】	災害時や復興時、物資輸送及び人員輸送のための車両・船舶や燃料の不足が想定されるため、生活・経済活動に必要な物資・人員の輸送手段を確保する必要がある。
市内拠点間を結ぶ道路ネットワークの充実	市内拠点間を結ぶ道路ネットワーク（指定された幹線道路・補助幹線道路）においては、地域内交通を円滑に処理し、主要施設へのアクセス向上に資する道路整備や交差点改良等を促進する必要がある。
市道の適正な維持管理	市道の拡幅改良を推進するとともに、市道の適正な維持管理を行う必要がある。
安全で利便性の高い道路交通体系の確立	モノレールやバスを中心に誰もが移動しやすい公共交通網の充実、狭隘道路の解消、歩行者空間の確保など、安全で利便性の高い道路交通体系の確立が必要である。
対策が必要な橋梁の整備の実施	橋梁機能の確保のため、耐震点検調査に基づいて、対策が必要な橋梁については、架け替え、補強及び落橋防止装置の整備を実施する必要がある。
トンネル施設の長寿命化	トンネル施設の点検・診断を行い、その結果に基づき、トンネル施設の修繕を実施する必要がある。
災害時のシェアサイクルによる移動手段の活用【再掲】	有事の際、自動車の通行困難な地域への移動やいち早く現場の被害状況等を把握するための移動手段として、シェアサイクルの自転車を活用できる体制の構築を図る必要がある。

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

施策タイトル	推進方針
延焼拡大防止のための防火診断	住宅密集地、狭隘指定地域等の延焼拡大防止を重点的に防火診断する必要がある。
市街地の防災力向上と民間住宅の耐震化促進	市街地の防災力の向上を図るため、関係機関及び建築関係団体と連携し、民間住宅の耐震化を促進する必要がある。
地震火災の危険度が高い地区における不燃化の検討	地震被害想定等により、地震火災の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を検討する必要がある。
緊急時の消火、生活用水確保のための整備	河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進する必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

施策タイトル	推進方針
海上・臨海部の保安のための情報連絡体制の整備	大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく必要がある。
海上・臨海部における消防、救助体制の整備	海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。また、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備をする必要がある。
海上・臨海部の災害を想定した訓練の実施	大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する必要がある。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

施策タイトル	推進方針
沿道建築物の耐火性・耐震性の向上	主要幹線道路について、沿道建築物の耐火性・耐震性の向上を図る必要がある。
道路における危険箇所の点検・補修	道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う必要がある。
道路防災空間の確保と維持管理	広域的緊急輸送道路と連携した道路防災空間の確保を図り、街路樹の剪定や道路空間の定期的な清掃など道路空間の維持管理に努める必要がある。
災害時の交通を円滑に確保するための対策の実施	避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る必要がある。
ブロック塀等危険箇所の所有者・管理者等による調査と造り替え・生け垣化等の奨励	公共施設及び民間住宅等の敷地にあるブロック塀等について、その所有者・管理者等が自ら積極的に危険箇所の把握・調査に努め、危険なブロック塀の造り替えや補強・補修、生け垣化等を積極的に行うよう奨励する必要がある。
災害時のシェアサイクルによる移動手段の活用【再掲】	有事の際、自動車の通行困難な地域への移動やいち早く現場の被害状況等を把握するための移動手段として、シェアサイクルの自転車を活用できる体制の構築を図る必要がある。

7-4 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

施策タイトル	推進方針
地震に強い消防水利の確保	消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する必要がある。
消防施設等の整備拡充	耐震性防火水槽の整備及び断水時使用可能公設消火栓の確保、学校・事業所等の水泳プールからの取水設備設置、都市開発行為計画による耐震防火水槽の普及啓発に努め、消火水利の多様化、適正な配置を図る必要がある。
市街地における水循環の確保	市街地において、健全な水循環の確保や都市水害対策を目的に、貯留浸透・涵養機能の増進を図るため、地下水涵養機能の保全や市街地における雨水貯留浸透機能の確保、雨水の再生水としての利用等を促進する必要がある。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出や、不発弾等の爆発による複合被害の発生

施策タイトル	推進方針
有害化学物質等漏出災害の予防対策	多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。地震・津波の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、市民の健康や生活環境を保全するため、有害化学物質等漏出災害予防対策を進める必要がある。
不発弾等の爆発による災害発生の防止	不発弾等の爆発による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の連絡協調を密にして不発弾等処理の円滑化を図るとともに、市民に対する不発弾等の防災知識の普及徹底を図る必要がある。

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

施策タイトル	推進方針
都市緑地の保全と豊かな森の育成	クサティ森（緑地帯）については、都市緑地としての整備などによる保全を検討し、連続性のある豊かな森を形成するための森の育成に努める必要がある。
間伐材等の木材の利用促進や普及啓発	災害防止につなげるため、間伐材等の木材の利用促進や普及啓発を図る必要がある。
緑地の保全と地下水・湧水の保全活動の推進	良好な河川環境を保全するため、樹林地等の緑地の保全を図るとともに、地下浸透・涵養機能や地下水・湧水の保全活動の推進に努める必要がある。
農地保全整備事業の推進	降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための保全整備事業を推進する必要がある。
地震時の農地被害の拡大防止計画の推進	地震時の農地被害への対策として、農地防災事業を計画的に推進し、被害の拡大防止に努める必要がある。
遊休農地の利活用	農地の荒廃を防ぐため、遊休農地の利活用を促進する必要がある。

(8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

施策タイトル	推進方針
災害廃棄物処理計画の策定	国の「災害廃棄物対策指針」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画」を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める必要がある。
災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保	廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備等に努めるほか、広域処理を行う地域単位に処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める必要がある。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策タイトル	推進方針
ボランティアコーディネーターの養成【再掲】	日本赤十字社沖縄県支部及び社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする必要がある。 また、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努める必要がある。
外部の防災に関する専門家人材との関係構築	応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める必要がある。
建設業者との協定の締結	発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める必要がある。
専門ボランティアとの連携体制の充実	医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する必要がある。
災害ボランティアとの協力、資機材等の調達体制の確保	「地震・津波災害予防計画」に示す地震・津波対策のほか、大規模な風水害等が発生した場合に県内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する必要がある。 特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

施策タイトル	推進方針
地盤沈下の顕著な地域における災害防止事業の推進	地盤沈下の顕著な地域での護岸の嵩上げ等、今後の地震・津波災害を念頭にした河川護岸の災害防止事業としては、必要区間に対して後背地の資産状況等を勘案して、事業を推進する必要がある。
液状化被害が予想される拠点施設への対策の実施	市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設のうち、液状化の予想される場所については、必要な対策を実施し、構造物の補強対策を行う必要がある。
市街地における浸水の長期化の防止	下水道の未整備区域や、土地区画整理地区、跡地利用等新たな市街地における整備を推進し、市街地における浸水の長期化の防止に努める必要がある。
大規模造成等新規開発に伴う規制や誘導策の導入検討	低地部の軟弱地盤地域での大規模造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう効果的な規制・誘導策の導入について検討を行う必要がある。
液状化の危険性の周知・広報	将来発生のおそれがある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める必要がある。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

施策タイトル	推進方針
文化財指定の推進	市内の貴重な文化財を保護し、数多く後世に残し伝えるために、文化財指定に向けた取り組みを積極的に推進し、これらの文化財を災害から保護するための防災対応が必要である。
文化財における防災対策の取り組み	文化財はその性質上脆弱なものが多く、災害による文化財の損壊や喪失を防ぐため、文化財の特性に応じた防災対策を促進するとともに、平時から啓発活動に努める必要がある。 浦添市美術館、浦添グスク・ようどれ館、浦添市歴史にふれる館の展示・収蔵方法を点検し、展示・収蔵物の被害を最小限にとどめるよう取り組む必要がある。 文化財保護のため、現状把握、情報共有、関係者への指導・助言を行っているが、平常時と災害時のそれぞれにおける調査や指導等の方法を検討する必要がある。
無形民俗文化財の保護への取り組み	少子高齢化の進行による後継者不足や地域コミュニティ衰退により、無形民俗文化財の存続が課題となっており、災害を受けた場合、復興できなくなる可能性がある。
文化芸能の振興と次世代への継承	市民参画による文化芸術の振興とともに、地域などに伝わる伝統芸能や行事を次世代へ継承する活動を推進する必要がある。
NPO 等各種団体のさらなるネットワークづくりの活動促進	NPO 等の各種団体のさらなる活動を促進するため、活動場所の確保や団体間のネットワークづくり等を支援する必要がある。
地域コミュニティ活動の充実・強化	本市の街づくりを支える自治会において、地域コミュニティ活動の充実・強化を促進するため、加入促進基本協定の四者間の枠組みを中心とした情報交換や自治会加入促進の取り組みの他、多様な交流機会を支援する必要がある。
市民意識の向上と郷土愛の醸成	地域活動の場の整備や、地域の特色ある景観まちづくりの推進、多くの市民が参加・交流するてだこまつりへの支援等を通して、市民意識の向上と郷土愛の醸成を図り、地域の活力につなげる必要がある。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

施策タイトル	推進方針
応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置	地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく必要がある。 また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き住戸等を把握するとともに、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく必要がある。
り災証明発行の迅速化	家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努め、り災証明の発行を迅速化する必要がある。

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

施策タイトル	推進方針
浦添ブランドの確立に向けた支援	農水産業との連携による特産品開発を促進し、品質の高い浦添ブランドの確立に向け支援する必要がある。
6次産業化などの振興	6次産業化などの振興を通して新たな商品開発、販路拡大に取り組む必要がある。
商工会議所と連携した多様な支援策	浦添商工会議所と連携し、市内事業者への産業振興のための多様な支援を行う必要がある。
各通り会の積極的・主体的活動の支援	各通り会の積極的・主体的な活動を支援し、組織強化・拡充を促進する必要がある。
雇用創出のための産業集積化、新産業の創出	新たな雇用創出を図るため、企業の市内立地を促進し付加価値の高い分野の産業集積化や新産業の創出を図る必要がある。 また、IT産業の集積と高度化を図るとともに、ニーズ変化に適応したIT人材の育成に努める必要がある。

浦添市国土強靱化地域計画

編集・発行 浦添市総務部総務課防災危機管理室

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号

TEL:098-876-1190（直通） FAX:098-879-0290

発行年月：令和4年3月